

令和2年第1回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和2年2月25日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和2年2月25日 火曜日						
招集場所	笠置町議会会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年2月25日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和2年2月25日 15時46分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課 長 兼 総務 財 政 課 担当課長	小林慶純	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力 向上担当 参事兼 税 住 民 課 長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	坂 本 英 人		1 番	西 岡 良 祐		

議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

令和 2 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 2 月 19 日～令和 2 年 2 月 27 日 会期 9 日間

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 2 年 2 月 25 日 午前 9 時 30 分開議

- 第 1 議案第 16 号 令和 2 年度笠置町一般会計予算の件
- 第 2 議案第 17 号 令和 2 年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第 3 議案第 18 号 令和 2 年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第 4 議案第 19 号 令和 2 年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第 5 議案第 20 号 令和 2 年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和2年2月第1回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第16号、令和2年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第16号、令和元年度笠置町一般会計予算の件について提案理由を申し上げます。

令和2年度の歳入歳出予算総額は前年度比3.8%増の15億6,420万6,000円となっております。

歳入の主なものは国庫支出金が社会資本整備総合交付金や飛鳥路潜没橋の個別補助事業など、前年度比24.8%減の8,989万2,000円、府支出金では、子ども子育て支援事業費や障害者対策事業など、前年度比5.0%減の6,850万4,000円を計上しております。また、財源不足を補填するため、財政調整基金から1億8,525万4,000円の繰入れを予定しております。

歳出の主なものは、総務費では高度情報改修負担金事業など、前年度比19.9%増の4億9,061万4,000円、民生費では少子化対策、子育て支援関連事業や隣保館運営事業など3億3,514万3,000円、衛生費では健康増進事業やし尿処理及びじんかい処理にかかる一部事務組合への負担金など、前年度比5.5%増の1億7,589万3,000円、土木費では潜没橋補修事業や町営住宅の耐震改修事業など、前年度比27.8%減の1億5,590万2,000円を計上しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは私のほうから、歳入と議会及び総務財政課所管の歳出予算について説明いたします。

本年度の当初予算総額は、前年度比3.8%増の15億6,420万6,000円となっております。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

まず、1款町税。

全体では前年度より252万9,000円減額の1億5,167万6,000円となっております。

1項町民税につきましては、個人町民税、法人町民税と合計いたしまして105万円減額の5,349万1,000円となっております。

2項固定資産税につきましても、131万5,000円減額の8,135万9,000円となっております。土地の時点修正や償却資産の減価償却によるものでございます。

3項軽自動車税につきましては、20万1,000円増額の438万8,000円を計上いたしております。軽自動車税につきましては環境性能割の導入に伴い、現行の軽自動車税は種別割へと名称が変わります。これに伴い軽自動車税は環境性能割と種別割の2つに構成されることとなります。

13ページをお願いいたします。

4項町たばこ税につきましては、前年度から減額となりまして、1,243万8,000円となっております。

2款地方譲与税ですが、前年度比0.2%増の750万5,000円となっております。

1項自動車重量譲与税、2項地方揮発油譲与税につきましては、京都府からの通知によりまして算出した数値となっております。

また、3項森林環境譲与税につきましては、昨年度と同額の149万3,000円を計上いたしております。

3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式譲渡所得割交付金につきましては、京都府からの通知に基づき算出しております。

6款法人事業税交付金16万円でございます。これは地方税法の改正に伴い新設されました。この金額についても京都府からの通知に基づき算出をしております。

7款地方消費税交付金につきましては、481万3,000円増額の2,881万3,000円を計上いたしております。これにつきましても京都府からの通知に基づき算出したものでございます。

15ページをお願いいたします。

8款ゴルフ場利用税交付金も京都府からの通知に基づき、277万円増の3,277万円

を計上いたしております。

9款自動車取得税交付金1,000円、10款環境性能割交付金100万円、それから自動車所得税は令和元年10月1日で廃止されましたが、滞納繰越などにより2年度以降も税額の発生が想定されますので、1,000円を計上しております。環境性能割交付金につきましては、京都府からの通知に基づき算出をしております。

11款地方特例交付金、前年度より38万2,000円増額の42万円を計上しております。

12款地方交付税、令和元年の交付額を勘案しまして、昨年度同額の6億8,000万円を計上いたしております。歳入総額の43.5%を占めることとなっております。

13款分担金及び負担金、こちらは保育所及び学童保育利用者数から積算しておりますが、保育料では3歳以上の無償化や第3子以降の無償化、学童保育につきましても協力金の第2子以降無料化に伴い、前年度より52万3,000円減額の79万円としております。

14款使用料及び手数料です。

1項使用料は住宅や施設の使用料を計上しており、前年度より18万7,000円減額の367万3,000円を計上いたしております。

2項手数料では、戸籍等の手数料を計上しております。また、衛生手数料ではし尿くみ取券の販売手数料を計上しております。前年度から増額となった数値で計上させていただいております。

18ページを御覧ください。

15款国庫支出金、前年度比24.8%減の2,961万1,000円減額の8,989万2,000円を計上いたしております。

1項の国庫負担金、1目民生費国庫負担金は、積算となる対象者の増により障害者自立支援給付や障害児入所給付等の増額があり、合計では2,863万2,000円を計上いたしております。

2項国庫補助金、前年度より3,526万6,000円減額の5,999万7,000円を計上いたしております。特に社会資本整備総合交付金の減額により、土木費国庫補助金が3,152万9,000円の減額となったものが大きな要因でございます。

20ページをお願いいたします。

16款府支出金、前年度比5.0%減の6,850万4,000円を計上いたしております。

1 項府負担金につきましては、国庫負担金と同様に府への負担分を計上いたしております。

2 項府補助金、1 目総務費補助金では、きょうと地域連携交付金として1, 0 0 0 万円を計上、また京都府移住促進事業につきましては、空き家バンクに登録された家屋の改修等の経費を計上しております。

2 1 ページでございます。

2 目民生費、府補助金につきましては、隣保館の運営事業や民生委員活動費等の補助金等を計上しております。

2 2 ページでございます。

3 項府委託金です。

4 節の統計調査費委託金では、令和2年度に国勢調査が実施されることに伴い、委託金として1 0 0 万円を計上しております。

2 3 ページになります。

1 7 款財産収入です。

前年度よりも2 万4, 0 0 0 円増額の3 7 9 万2, 0 0 0 円を計上いたしております。

2 目財産貸付収入では、デイサービス利用施設貸付料や、いこいの館多目的グラウンドの貸付料等を計上いたしております。

1 8 款寄附金です。

ふるさと納税による指定寄附金1 5 0 万円を計上、一般寄附金としては1, 0 0 0 円を計上いたしております。

1 9 款繰入金、前年度比2 2. 9 %増の3, 4 9 3 万3, 0 0 0 円を増額、合計といたしまして1 億8, 7 4 3 万円となっております。

1 目のふるさとづくり基金繰入金、1 5 4 万6, 0 0 0 円では、ふるさと納税の意志に合致した事業に充当させていただいております。

2 目高度情報ネットワーク整備基金繰入金につきましては、支所移転等に関わる経費を充当いたしております。

3 目財政調整基金繰入金、1 億8, 5 2 5 万4, 0 0 0 円は、財源不足分を補填するために本年度計上いたしております。

2 5 ページでございます。

2 0 款繰越金でございます。

前年度からの繰越金として、2 0 0 万円を計上いたしております。

21 款諸収入、前年度比 9. 1% 減の 5 5 6 万 6, 0 0 0 円減額の 5, 5 8 5 万円を計上いたしております。

笠置町中学校派遣職員南山城村負担金、3 7 7 万 3, 0 0 0 円の減額が主な要因でございます。また、平成 3 0 年度に設置しました雇用創造協議会へ厚生労働省からの委託交付があるまでの 2 か月分の事業費を交付、その分の返還金をここに計上させていただいております。

2 7 ページでございます。

2 2 款町債でございます。

前年度比 3 2. 6% 増の 2 億 3, 6 3 0 万円を計上させていただいております。それぞれの事業に過疎対策事業債等を充当するものとして計上させていただいております。

歳入につきましては以上となります。

歳出のほうに進めさせていただきます。

まず、説明の前に、令和 2 年 4 月 1 日から施行の地方自治法施行規則の一部を改正する省令に基づきまして、歳出の節体系から 7 節賃金が削られております。8 節以降の節については、その番号を繰り上げることとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続いて議会費と総務財政課所管の予算歳出の説明をさせていただきます。なお、人件費に係る予算につきましては、現在の職員をベースとして給与条例に従って計上しておりますので、各項目での説明は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 8 ページをお願いいたします。

1 款議会費です。前年度比 3. 0% 増、1 4 1 万 7, 0 0 0 円の増額で、4, 9 1 4 万 3, 0 0 0 円を計上いたしております。こちらの増額の要因といたしましては、事務局職員の人件費の増や、手当支給率改定に伴う増でございます。他の経費については、議長交際費が 1 0 万円、委託料として議事録作成委託に 5 0 万円等を計上しております。他の経費は前年度並みを計上させていただいております。

2 9 ページでございます。

2 款総務費、前年度比 1 9. 9% 増で 8, 1 5 8 万 9, 0 0 0 円増額で、総額は 4 億 9, 0 6 1 万 4, 0 0 0 円となっております。

1 項総務管理費では、前年度より 7, 8 8 4 万 6, 0 0 0 円増の 4 億 3, 8 7 5 万 1, 0 0 0 円を計上しております。

1 目一般管理費は前年度より 2, 1 9 8 万 5, 0 0 0 円減の 2 億 3, 3 3 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

31ページ、32ページをお願いいたします。

委託料におきまして例規整備支援業務として418万円を計上しております。例規集のホームページ掲載に向けて、法令例規等の引用や文意不明箇所の整備等、例規内容の精査を実施するものでございます。また減額の主な要因といたしましては、昨年度備品購入費として計上しておりましたパソコン更新に関わる経費を事業終了に伴い減額したものであるものでございます。

34ページを御覧ください。

3目財政管理費、新公会計への対応支援業務等の委託料を引き続き計上させていただいております。また積立金につきましては、利子収入のものに加えてふるさとづくり基金積立金に150万円を計上いたしております。

35ページをお願いいたします。

4目会計管理費、前年度より2万円増の18万8,000円を計上しております。

5目の財産管理費、前年度より21万1,000円減の993万円を計上いたしております。庁舎、公用車の維持管理に関わる経費や、運動公園の維持管理費等を計上させていただいております。

37ページでございます。

6目企画費のうち、総務財政課が所管するものについて説明をさせていただきます。

令和2年度末で第3次の総合計画が対象期間満了となるため、昨年度に引き続きまして1節では総合計画審議会委員報酬22万円を、12節委託料の中には総合計画策定経費として498万3,000円を計上しております。またこの企画費の中には、相楽東部未来づくりセンターに関わる経費、需要費や旅費等もこちらのほうで計上をさせていただいております。

また、12節の委託料の中には、浄化槽管理委託、受水槽清掃管理等すまいるセンターの維持管理費につきましても、こちらのほうで計上をいたしております。

39ページをお願いいたします。

7目交通安全対策費、12万5,000円を計上いたしております。交通安全に関わる啓発や委員報酬等を計上しております。

8目防災諸費、前年度より864万1,000円減の611万4,000円を計上いたしております。

12節委託料では、防災マップ作成費189万円を計上いたしております。前年度国庫補

助金がつかなかったということもありまして、令和2年度で再度計上いたしております。

飛びまして、44ページをお願いいたします。

4項選挙費です。前年度より380万4,000円減の241万2,000円を計上いたしております。10月末での任期満了に伴う町議会議員選挙に関わる経費221万9,000円を計上いたしております。

45ページでございます。

5項統計調査費でございます。61万6,000円増の115万円を計上いたしております。令和2年度国勢調査が実施されますので、それに関わる経費といたしまして、100万4,000円が増加しております。その他統計では工業統計等の経費を計上いたしております。

6項監査委員費でございます。前年度より1万4,000円増の25万3,000円を計上いたしております。委員報酬等を計上しております。

続いて、ページ飛びまして78ページをお願いいたします。

8款消防費でございます。前年度比3.0%増の6,183万1,000円を計上いたしております。

1目常備消防費では、相楽中部消防組合への分担金で、前年度から205万8,000円増額の5,280万2,000円を計上いたしております。

2目非常備消防費では、前年度より17万2,000円減の858万4,000円を計上いたしております。操法大会に伴う報償費等の増となっておりますが、積載車の車検台数の減等によりまして、事業費、役務、公課費などが減となっております。

80ページをお願いいたします。

9款教育費です。前年度費4.2%増の8,474万2,000円を計上いたしております。

1項教育総務費、1目教育委員会費では、相楽東部広域連合への教育費に関わる負担金で、前年度から295万1,000円増額の8,430万6,000円でございます。令和2年度におきましては、小学校の空調設備に係る工事等が実施されるに伴う負担増となっております。

2項社会教育費、1目文化財保護費では、国有地管理清掃委託や六角堂跡清掃管理委託費で、43万6,000円を計上いたしております。

10款公債費でございます。

81ページをお願いいたします。

前年度比12.6%増の1,373万3,000円増額の合計1億2,234万円を計上いたしております。こちらは令和2年度から償還が始まるものと、昨年度利率見直しによって元金、利息とも見直しがありましたので、元金が増加、利息が減額となったものでございます。

82ページ以降につきましては、款別構成表や給与費明細書など参考資料をつけさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続きまして、職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、税住民課所管のものについて説明させていただきます。

その前に、先ほど総務財政課長のほうから、7節賃金の廃止に伴う項目の変更、それから人件費の省略という説明がありましたが、地方自治法それから地方公務員法の改正によりまして、昨年12月議会において可決いただきました会計年度任用職員、これにかかる賃金というものが廃止されたことになっております。その代わりに、パートタイムの職員については報酬、フルタイムについては給料等、それからまた職員手当や共済費等に振り分けられております。こちらについても各科目について説明は省略させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、税住民課の分でございます。

まず、41ページをお願いいたします。

2款総務費、2項町税費、1目税務総務費でございます。

41ページの負担金補助及び交付金におきましては、京都地方税機構の負担金423万8,000円を計上しております。この項目におきまして735万5,000円の増額となっておりますが、人事異動によります人件費の増と、令和2年度から地方税機構におきまして固定資産税の償却資産の課税など共同事業が増えていきますので、負担金の増となったものでございます。

2目賦課徴収費99万円減額の248万7,000円でございます。こちらにつきましては、委託料におきまして不動産鑑定委託料等が減額となっております。令和3年度の評価替えに向けまして、令和2年度につきましては時点修正とするもので減額となったものでございます。

続きまして、42ページ、3項戸籍住民基本台帳費でございます。

ページをおめくりいただきまして、43ページをお願いいたします。

委託料といたしまして、318万6,000円を計上しております。戸籍の電算化、それから住基ネットの電算に伴う機器保守、それからシステム保守等にかかる経費を計上しております。

負担金補助及び交付金229万8,000円につきましては、通知カード、個人番号カードの事務交付金といたしまして、J-LISというところに16万円事務費として交付するものでございます。また、住基ネットにつきましてはクラウド化が始まりましたので、それに伴う負担金が増額となっております。

ページ飛びまして、47ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の中で、税住民課関係のもの御説明になります。

50ページの報償費になりますが、戦没者追悼式記念品、それから委託料といたしまして同じく戦没者追悼式に14万3,000円を計上しております。

ページをめくっていただきまして、51ページには、城南人権擁護委員協議会や郡保護司会の負担金等を計上させていただいております。

続きまして、58ページをお願いいたします。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、この中で税住民課所管のものにつきましては児童公園の維持経費となっております。

59ページになりますが、委託料といたしまして遊具の点検委託、これは例年実施しておりますのですが遊具の点検委託、それから浄化槽の管理委託を計上させていただいております。

続きまして、62ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の中で税住民課に係るものとして、狂犬病予防注射の委託料、それから同じく犬の適正飼養の協議会の負担金等を計上させていただいております。

続きまして、65ページをお願いいたします。

2項清掃費、1目塵芥処理費でございます。

委託料といたしまして、廃棄物処理計画策定業務委託492万8,000円を含む委託料といたしまして、545万6,000円を計上しております。本年度相楽東部広域連合におきまして、廃棄物処理計画策定業務の策定を進められているところでございますが、相楽と構成の3町村におきましても、それぞれの計画を策定するためにここに計上させていただ

ております。負担金補助及び交付金といたしまして、4,709万6,000円でございます。相楽東部広域連合の衛生分といたしまして、4,705万7,000円を計上しております。

2目し尿処理費でございます。

昨年度より2,062万円増額の5,616万円の計上となっております。こちらにつきましては、相楽郡広域事務組合の分担金として、し尿処理施設の更新業務の分担金がこちらに入ってきております。また負担金補助、最下段のし尿処理業務負担金といたしましては、昨年10月の消費税増税に伴いまして、し尿くみ取業務の手数料が増額されております。そのため業務の負担金につきましても、若干ではございますが増額となっております。

66ページ、償還金利子及び割引料でございますが、これはくみ取券、今は128円券を使用しておりますが、それ以前の券の交換に係る金額でございます。今年度から随時進めておりますが、来年度以降も対象となるものが出てくるということで計上させていただいております。

以上、税住民課所管の説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきまして、主な事業の御説明をさせていただきます。

47ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で、対前年711万8,000円増の1億4,630万2,000円を計上しております。

主な事業としましては、50ページを御覧ください。

12節委託料の下段、団体育成事業委託としまして20万円計上しております。令和元年度までは身体障害者協議会、老人クラブ、日赤業務など、社協に対しまして補助金として予算計上しておったものでございますが、令和2年度より委託事業としまして拡充実施するものでございます。その下ですが、障害福祉計画策定委託料として、176万円計上しております。これにつきましては、現行の計画が令和2年度までとなっております、新たに令和3年度から5年度までの計画を、令和2年度で策定するものでございます。

51ページを御覧ください。

18節負担金補助及び交付金で、社会福祉協議会補助としまして1,156万2,000円計上しております。これにつきましては、行政では手の届かないきめ細かな福祉サービスを実施していただいております社協に対する運営補助でございます。

次のページの19節扶助費で、障害児入通所給付費としまして、276万円計上しております。これにつきましては、放課後児童デイの利用に係るものでございます。

またその下、不妊治療等医療費助成としまして20万円計上しております。これにつきましては子育て事業としまして実施するものでございます。治療を受けられている方の経済的な負担軽減を図るものでございます。

54ページを御覧ください。

4目老人福祉費で1億159万9,000円計上しております。主なものとしましては次のページ、55ページを御覧ください。

12節委託料におきまして、介護予防生活支援事業として316万7,000円計上しております。これにつきましては外出支援サービスの事業分でございます。非常に公益性が高いことから、事務費用、今まで10%だったところを20%に引き上げさせていただいております。対前年26万4,000円の増としているところでございます。

その下です。

地域老人生きがい対策事業として100万円計上しております。令和2年度は負担金事業から委託事業に組替えさせていただいております。内容の充実を図っていくため、35万7,000円の増額とさせていただいているところでございます。

56ページを御覧ください。

27節繰出金でございます。

介護保険特別会計繰出金で3,950万円計上しております。対前年で428万6,000円の増となっております。主な要因といたしましては、専任職員の配置によるものでございます。後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、4,196万4,000円計上しているところでございます。対前年で、こちらも610万3,000円の増となっております。医療費の増加が主な要因でございます。

次に、5目老人福祉施設費で2,966万3,000円計上しております。対前年で206万7,000円減となっております。これにつきましては、負担金補助及び交付金のほうでデイサービス共益費を計上、前年度はしておったのですけれども今年度はしていないことが主な減の要因となっております。また、老人福祉施設費には、つむぎてらすの維持管

理、包括支援センター、居宅介護支援事業所の事業経費を含んでいるものでございます。主なものとしましては、57ページを御覧ください。

10節需用費の光熱水費で、262万8,000円を計上しております。つむぎてらすの光熱水費のほかにデイサービス事業所の水道代、ガス代が含まれているものでございます。デイサービス分につきましては、デイサービス利用施設貸付料といたしまして水道代、ガス代相当分を事業者より頂いているものでございます。

58ページを御覧ください。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で1,130万3,000円を計上させていただいております。児童福祉総務費につきましては、主に放課後児童クラブの予算でございます。アルバイト賃金を報酬に組替えさせていただいておりますけれども、ほぼ前年並みの予算となっているところでございます。

59ページを御覧ください。

2目保育園費で3,737万1,000円を計上させていただいております。保育所の令和2年度の入所者は11名を見込んでいらっしゃるところでございまして、人件費を除きましてほぼ前年並みの予算になっているところでございます。

61ページを御覧ください。

その中で、12節委託料の検便検査等でございます。

14万5,000円計上させていただいております。令和2年度からノロウイルスの検査を追加しているものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で1,254万9,000円計上させていただいております。主なものとしまして、12節の委託料でさざなみ会11万3,000円を計上しております。このさざなみ会につきましては、食生活改善推進協議会から新たにさざなみ会と命名されまして、住民参加型の健康づくり事業に取り組んでおられる団体でございます。乳児歯科検診やすこやか教室、おたっしゃくらぶなど、食育や栄養指導を兼ねたおやつ作りをさざなみ会にお願いしているところでございます。

2目予防費では、832万8,000円を計上しております。主なものとしまして、63ページを御覧ください。

12節委託料の健康診断で、450万7,000円を計上しております。内容につきましては、2年に1度実施しております乳がん検診が令和2年度は実施しない年度となっているため、その分若干減額となっているところでございます。健康教育では51万円計上してお

ります。内容としまして、生活習慣病を予防する運動やウォーキングなどを月1回実施しているものでございます。また、新規事業としまして産後ケア事業で21万円計上しております。これにつきましては、産後の母子に対しまして心身のケアや育児サポートを実施するものでございます。

次のページの18節負担金補助及び交付金で、救急相談ダイヤル24で11万9,000円を計上しております。これにつきましては定住自立圏事業でございまして、24時間いつでも電話で健康についての相談ができるという事業でございます。

次に3目診療所費、4目介護保険費につきましては、広域事務組合の分担金が若干増加しておりますけれども、おおむね前年並みの予算を計上しているところでございます。

保健福祉課が所管します歳出予算につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします主な歳出予算につきまして御説明させていただきます。

初めに29ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬。この中で、町内循環バスの運転手の費用といたしまして、会計年度任用職員報酬982万円のうち556万5,000円を計上させていただいております。同じく3節職員手当、この中で会計年度任用職員期末手当といたしまして、78万2,000円のうち40万8,000円を計上させていただいております。

続きまして、33ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金の中で、相楽東部広域バスの運行に係る負担金といたしまして、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会に対しまして、昨年と同額の246万3,000円を計上させていただいております。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費、2目文書広報費、この中につきましては、昨年度より3万8,000円減額の159万4,000円を計上させていただいております。役場庁舎内スタジオ施設などの設備保守など、笠置テレビの運用に関する経費でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。

36ページ、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金。こちらで高度情報ネットワーク整備基金に積み立てる加入分担金に関する経費といたしまして、3万円を計上させていただいております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費につきましては、1節報酬で会計年度任用職員報酬といたしまして、JR笠置駅窓口業務の従事者に係る経費が332万6,000円、地域おこし協力隊に係る経費が597万3,000円、いこいの館に係る経費が393万9,000円、合計1,323万8,000円を計上させていただいております。

同じく3節職員手当で、先ほど御説明させていただきました各業務の職種の方々に要する期末手当といたしまして、87万4,000円を計上させていただいております。

続きまして、10節需用費で、前年度より1,545万1,000円増額の1,635万6,000円を計上させていただいております。主な内訳といたしましては、サテライトオフィス等の町地域交流拠点、笠置駅いこいの館に関する光熱水費料といたしまして、1,521万9,000円のうち1,469万2,000円を計上させていただいております。

12節委託料で、町地域交流拠点及び笠置駅に設置されております浄化槽の維持管理費で23万円、笠置駅舎の指定管理料で48万円を計上させていただいております。

次に、川のオープン化実施を目的に、地域協議会の運営支援、また社会実験のモニタリング、結果の分析を行うなどかわまちづくりコンサル料といたしまして300万円を計上させていただいております。また、いこいの館の設備管理に要する経費といたしまして、410万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、13節使用料及び賃借料では、移住定住促進プラザ及びお試し住宅の土地使用料として61万円、また地域おこし協力隊の居住及びJR笠置駅舎の使用料といたしまして91万円、商工観光課の公用車及び地域おこし協力隊の活動車計3台分の車両リース料に係る経費といたしまして102万4,000円を計上させていただいております。

同じく18節負担金補助及び交付金。こちらの中では移住定住を促進するための移住者に対する空き家の改修補助といたしまして、3件掛ける180万円、合計540万円。また所有者の方に対しまして、家財道具の撤去費用といたしまして、3件掛ける10万円の30万円、合計570万円を移住促進住宅整備事業として計上させていただいております。

続きまして、39ページをお願いいたします。

主要事業調書にも掲載させていただきましたが、令和2年度から7年度までの5年計画事業といたしまして、京都山城地域12市町村と、東京都渋谷区の連携交流事業に13万2,000円を計上させていただいております。なお、この事業につきましては、渋谷区が

代表となり申請をし、国庫2分の1の交付予定の地方創生推進交付金を活用させていただきます。

続きまして、40ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、9目通信施設管理費につきましては、前年度より9,085万3,000円増額の9,622万8,000円を計上させていただいております。情報化社会を取り巻く社会情勢の変化、また情報通信技術の急速な進展によりまして、笠置町のケーブルネットワークを取り巻く環境も大きく変化しております。今後技術革新が急速に進展する情報化社会のサービスに取り残されることなく、また今以上の地域情報、防災情報を早期に提供できるよう、現行システムを民間事業者のシステムに移行する経費でございます。

ページ飛びまして、69ページをお願いいたします。

下段6款商工費、1項商工費、2目商工振興費につきましては、前年と同額の1,037万3,000円を計上させていただいております。中身につきましては70ページに記載させていただいております18節負担金補助及び交付金で、笠置町商工会への補助といたしまして、合計510万円を計上させていただいております。また、雇用創造協議会補助金といたしまして、厚生労働省から委託金が交付されるまでの2か月間の経費といたしまして、527万円を計上させていただいておりますが、厚生労働省から雇用創造協議会に直接委託金が交付されますので、交付された後、雇用創造協議会から町に全額返還ということの流れとさせていただきます。

続きまして、70ページ中断以降、3目観光費につきましては、前年度対比496万2,000円減額の4,274万4,000円を計上させていただいております。

ページ飛びまして71ページ、12節委託料、こちらの中では、京都府スポーツ観光聖地づくり業務委託費用といたしまして、石の国笠置をより一層具現化するために、笠置町のアウトドアスポーツのけん引力と今なっておりますボルダリングの活動を強化する費用といたしまして、660万円を計上させていただいております。本事業につきましては、京都府補助事業の最終年度となります。来年度はこの2年間を通しまして、ボルダリングの基盤整備に取り組んだ最終年度となりますことから、ボルダリングイベントの開催など住民の方々を中心に情報発信をし、加えて京阪神圏また東海地方をターゲットに誘客につながる取組を実施させていただきます。

次に、18節負担金補助及び交付金では、笠置町の四季を彩る各種イベントを一体的に企

画、運営し、実行する団体といたしまして、四季彩祭実行委員会への負担金として113万4,000円を計上させていただいております。

次に、4目産業振興会館費につきましては、昨年度より167万3,000円減額の937万5,000円を計上させていただいております。1節報酬では、産業振興会館のアルバイトの方の会計年度任用職員報酬といたしまして、395万8,000円を計上させていただいております。同じく3節職員手当では、会計年度任用職員期末手当といたしまして27万3,000円を計上させていただいております。その他、管理運営に必要な経費を昨年度同額規模で計上させていただいております。

以上、商工観光課が所管しております歳出予算の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出予算について御説明いたします。なお説明を一部省略させていただくところがございますが、あらかじめ御了承ください。

初めに、36ページをお願いいたします。

中段2款総務費、総務管理費、財産管理費、13節使用料及び賃借料で、土地使用料93万1,000円のうち建設産業課分として14万1,000円を計上しております。内容としましては、町道後谷線の退避スペースの借地料でございます。

次に、64ページをお願いします。

下段4款衛生費、保健衛生費、環境衛生費、27節繰出金におきまして、簡易水道特別会計繰出金を3,336万6,000円計上しております。対前年で比較しますと、278万5,000円の減額でございます。

66ページをお願いいたします。

中段、5款農林水産業費、農業費、農業委員会費でございます。主な内容としましては、1節報酬で農業委員の報酬を98万4,000円計上しております。また、12節委託料で農地情報管理システムの年間保守料として、16万5,000円を計上しており、前年より3,000円の増額をしておりますが、税率の増加によるものでございます。そのほかにつきましては前年と同額を見ているところでございます。

67ページをお願いします。

上段、農業総務費は職員給料分等の関係でございますので、説明を省略させていただきます。旅費につきましては鉄道運賃の増加に伴い、4万9,000円としております。

次に下段、農業振興費は、10節需用費で消耗品などに6万円を、18節負担金補助及び交付金で経営所得安定対策推進事業制度補助金等に12万1,000円を計上しており、全て昨年と同額を見ているところでございます。

次に、68ページ上段で、農地費の主な変更点は11節役務費手数料として7万8,000円を計上しており、内容としましては、普通作業員の単価の上昇により増額しております。13節使用料及び賃借料では、機械等賃借料で実質支払額の採用と台数調整によりまして、3万8,000円としております。そのほかは、ほぼ同額を見ているところでございます。

続いて、下段の林業費、林業総務費では、8節旅費を鉄道運賃の増加に伴い3万1,000円としております。

次に、林業振興費の主な内容としましては、12節委託料で64万円を計上しております。内容につきましては、有害鳥獣捕獲事業を笠置町猟友会に委託するものでございます。

18節負担金補助及び交付金で、森林整備事業として200万円を計上しております。内容につきましては、町内で行う森林整備に対する補助金でございまして、豊かな森を育てる府民税、市町村交付金を活用し、実施するものでございます。

続いて、69ページです。

上段の笠置町有害鳥獣捕獲対策協議会補助金として、9万9,000円を計上しております。内容としましては捕獲おりの購入補助でございまして、協議会が窓口となり国の補助を受けて捕獲おりを購入するもので、2分の1の補助となっておりますので、協議会負担分を町が補助するものでございます。

24節積立金で、149万4,000円を計上しております。内容につきましては、国の森林環境譲与税を森林経営管理法に基づく森林整備等を行うため、笠置町森林環境基金へ積み立てるものと、基金利息分でございます。そのほかは、ほぼ同額を見ているところでございます。

続いて中段、林道維持費の主な内容につきましては、12節委託料で林道維持管理事業として、250万円を計上しております。内容としましては、林道切山線や三国林道など、4路線の除草事業を委託するものでございます。また、14節工事請負費で300万円を計上しております。内容は、林道切山線の側溝清掃工事を実施するものでございます。そのほかは前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、73ページから74ページをお願いします。

7款土木費、土木管理費、土木総務費でございます。職員の給与を除く主な変更点としましては、8節旅費で14万5,000円を計上しておりまして、前年より3万3,000円増額しております。内容につきましては、中央要望への職員の旅費でございます。

11節役務費手数料で、41万8,000円を計上しております。内容につきましては、道路の維持管理に伴う一般廃棄物の処理手数料でございます。

13節使用料及び賃借料に積算システム使用料としまして、前年より33万円増額の143万円を計上しております。内容としましては、土木積算システムに加え、水道歩掛等を追加したための増額でございます。

次に、電子入札システム使用料としまして11万円を計上しています。内容としましては、工事等の入札を京都府の入札情報公開システムを活用し、電子入札を実施するものでございまして、使用団体の負担使用料でございます。前年からは初期導入経費分6万3,000円を軽減しております。そのほかは、ほぼ同額を見ているところでございます。

75ページ、中段をお願いします。

同じく土木費、土木橋梁費、道路維持費の主な変更点としましては、11節の役務費手数料として77万1,000円を計上しており、普通作業員等の単価の上昇により、前年より2万8,000円を増額しております。14節工事請負費は、舗装修繕、のり面修繕、交通安全対策など町道等の点検結果に基づき、国の社会資本整備総合交付金等を活用しながら維持修繕工事を進めております。予算総額2,250万円を計上しており、対前年と比較しますと1,550万円の減額でございます。主な事業としましては、道路のり面修繕工事として町道有市峠阪線ののり面修繕工事に600万円、交通安全対策工事として町道笠置有市線等の道路改良工事に700万円を計上しております。

続いて、76ページです。

道路新設改良費、14節工事請負費で、道路改良付帯工事として1,500万円を計上しております。内容につきましては、町道笠置有市線改良事業の付帯工事としてのり面対策工事を実施するものでございます。

続いて中段、橋梁維持費の主なものでは、12節委託料で1,600万円を計上しております。内容としましては、橋梁点検に基づく橋梁の補修計画業務で300万円と、5年に1度の実施が必要な町内30橋の定期橋梁点検業務委託で1,300万円を見込んでおります。

14節工事請負費で4,900万円を計上しております。内容につきましては、先の橋梁

点検に基づく橋梁の補修、保全工事に400万円と、有市潜没橋の補修工事費に4,500万円を計上しておるところでございます。令和2年度より財源を個別補助事業道路メンテナンス事業補助に変更し、補修事業を進める予定でございます。

下段、河川費、河川総務費、18節負担金補助及び交付金では、木津川の国の立ち木伐採工事等によりまして、各協会、同盟会の事業費割分が増加いたしまして、総額を12万8,000円を見込んでおります。

77ページをお願いします。

上段からの河川改良費での主な変更点といたしましては、11節役務費手数料として、普通作業員の単価の上昇により19万5,000円を計上しており、また、13節使用料及び賃借料では、機械の台数調整等によりまして11万2,000円を計上しております。

中段、住宅費、住宅総務費では、8節旅費を前年度と同額計上しております。

続いて、住宅管理費の主な内容としましては、11節の役務費手数料として、大作業等の単価の上昇によりまして、前年より2万4,000円増額して、95万2,000円を計上しております。

12節委託料で250万円を計上しており、内容としましては、町営住宅長寿命化計画の更新業務を委託するものでございまして、国の指針変更に伴い計画の更新が必要になったものでございます。

また13節使用料及び賃借料で、65万6,000円を計上しております。内容としましては、住宅小修繕等に伴う機器、工具等の使用料として36万3,000円を、住宅の耐震改修に関わる営繕積算システム、RIBCシステムの使用料として29万3,000円を計上しております。

14節工事請負費では、耐震診断結果に基づきまして、耐震補強工事費として1,300万円を計上しております。そのほか住宅の経常経費につきましては、前年度と同額を計上しているところでございます。

以上、建設産業課が所管します歳出予算につきましての説明を終わります。

議長（杉岡義信君） 続いて、人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） それでは、人権啓発課が所管します歳出予算について御説明します。

49ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で、7節報償費29万2,000円のうち22万

5, 000円を計上しております。うち20万円につきましては、人権講座講師料、これにつきましては毎年12月に実施しております公開講座講師料約40万円のうちの20万円を人権担当課が出すという形になっておりまして、残りは教育委員会支出となります。

次に、50ページをお願いします。

町村職員合同研修会の資料費、講師料。これにつきましては、南山城村と笠置町の合同で行っております職員研修に係ります講師料の2分の1を計上しております。

10節需用費、消耗品費の中の55万5,000円のうちの24万9,000円を計上しております。これにつきましては人権啓発活動の地方委託金で、人権の花運動、人権新聞等4万2,000円で、人権問題啓発事業補助金で20万7,000円、合計で24万9,000円を計上しております。印刷製本費20万8,000円のうち、16万7,000円を計上しております。こちらにつきましては人権啓発活動の地方委託金で、人権カレンダーの作成費用を計上しております。

続きまして、53ページをお願いします。

同じく民生費、社会福祉費の2目社会福祉施設費、1節報酬につきましては、先ほど説明のありました会計年度任用職員の報酬、アルバイト賃金で計上しておりました分をこちらに振替となりまして、事務職員1名とデイサービスの職員2名、合計3名分のアルバイト賃金で408万円。3節、4節も同じく会計任用職員の手当でございます。

7節報償費、37万4,000円につきましては、各種講座報償という形で陶芸、生け花、各22回の計上で33万円、前年同額でございます。給食サービスの献立作成で4万4,000円、これも前年同額でございます。旅費につきましても、2名分15万2,000円を計上しております。

10節需用費につきましては、消耗品費、事務用品、管理用品及び給食サービスの食器、包装紙等で前年同額の36万3,000円で、食糧費につきましては、給食サービス11か月分と来客用のお茶代ということで49万7,000円、光熱水費では、電気代、ガス代を計上しておりまして、昨年より23万3,000円増額となっております。これにつきましては児童館分の24万円の電気代を含んでおります。

役務費では22万2,000円、これにつきましては電話代13万2,000円前年同額、浄化槽のくみ取につきましては2,000円増額ですが、これにつきましては消費税の関係で増額になっております。

12節委託料につきましても、ヘルストロンの補修委託、点検委託、これが3台分で

1, 000円上がりまして5万6, 000円、消費税の関係でございます。清掃につきましても年1回実施しておりまして前年同額。あと浄化槽管理費用につきましても消費税で1, 000円上がっております。

13節の使用料及び賃借料におきましては、土地借り上げ、駐車場の借り上げ代として238平米、単価も前年同額で16万7, 000円を計上しております。

原材料費、各種講座材料費ということで、主なものは生け花講座の費用でございます。陶芸につきましましては釉薬、粘土が3万2, 000円、合わせて21万2, 000円、前年より1万円上がっております。

負担金補助及び交付金で、人権同和教育研究集会の参加費で29万5, 000円、前年よりも4万円減額としております。あと、文化祭、隣保館連絡協議会、また人権政策確立要求実行委員会、山城人権ネットワーク推進協議会につきましては、前年同様でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時12分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

23ページの真ん中、商工費委託金、以前からの予算なんですけれども、東海自然歩道管理委託金37万2, 000円、自然公園清掃委託金。この公園清掃とか東海自然歩道、どういところでどういうことをやるかということだけ教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

23ページ、東海自然歩道管理委託金37万2, 000円、自然公園清掃委託金325万円、それぞれの内容、どういった内容かという御質問にお答えさせていただきます。

まず、東海自然歩道の管理委託金といたしましては、笠置町内を横断しております東海自然歩道の清掃業務、あと小修繕、そういった内容の業務を府のほうから受けており、それを今現在笠置町では町内の各区の方に委託をして清掃、また維持管理を行っていただいております。自然公園清掃委託金、それにつきましても、府立笠置山自然公園、川浴いから山の範

困でございますが、そちらのほうも同じように清掃、道路の清掃またその中にありますトイレ、また小修繕の対応、そういったことを京都府から笠置町が受けて、また笠置町が町内の団体さんのほうにお願いをしていると、そういった内容になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） それではこれは府からの支出金ということで、府から委託でもらっているわけですね。そうすると、71ページの歳出のほうで、委託料で東海自然歩道管理委託37万2,000円、これは数字がそのまま合っているというかちょっと分からないのですが、その下の公園清掃委託306万9,000円。今聞いた325万円、なぜこの歳出が306万9,000円になるのか、その辺のところ。歳出でそうなっていますね。71ページ。これはどういったことですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

歳出71ページのほうの府立笠置山自然公園の歳出といたしまして、公園清掃の306万9,000円、あと松くい虫防除事業委託20万9,000円、こちらが歳出というところでございます。こちらの合計が先ほどの23ページの自然公園委託見合いになるのですが、ちょっとこちらのほう、もう一度再度数値の精査をさせていただきたいのですが、この23ページの歳入にございます自然公園清掃委託の中に含まれる歳出の部分といたしましては、71ページの12節委託料、松くい虫に対する事業20万9,000円と、あと公園清掃の委託といたしまして306万9,000円、この2つの事業が京都府からの委託事業ということになっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは公園清掃委託と松くい虫の関係を合わせてということですね。それでもちょっと数字が違いますよ。23ページの歳入と。歳出のほうが多いですよ。少しですけども。どうということですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。

先ほどの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

71ページ委託料のほう、合計いたしますと327万8,000円になります。23ページの歳入につきましては325万円ということで、こちら2万8,000円の差額が出てきております。歳出につきましては、笠置町から委託ということで、一部報告してもらった義務の手数料また報告書の作成など、そういった義務的な経費がかかりますので、その分を若干上乗せさせていただいているということでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

まだちょっと分からないのが、松くい虫の場合は37万2,000円歳入で、歳出が37万2,000円そのままになっているんです。何かその辺のところ、今説明聞いていても若干数字が違うのがちょっと分からない部分があるので。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、歳出71ページのところの松くい虫、こちら松くい虫に対する作業ということで、20万9,000円の費用でございます。続きまして、公園清掃委託306万9,000円、こちらが笠置山自然公園のトイレ、またエリア内にあるトイレ、歩道、そういったところの清掃の費用、そちらを2つに歳出上は2つに分けさせていただいております。今申しました20万9,000円、あと306万9,000円、それを足しますと327万8,000円になります。京都府から委託ということで入ってきます金額につきましては、23ページに計上、記載させていただいております自然公園清掃委託金325万円の額になります。その歳出と歳入の差額、こちら2万8,000円になります。こちら業務につきましては、各定期ごとに清掃をした実績の資料、写真、そういったことも笠置町の清掃委託をお願いしている団体さんから町のほうに上がってきております。そういった事務的にかかる費用、そういったことをこの笠置町のほうに上乗せしているというところで、2万8,000円の差額が出てきているというところで、このような記載になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

まず1点目。

16ページのサテライトオフィス使用料、これの3万円と予算が上がっていますけれども、これの内訳をちょっと教えてもらえますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

16ページのサテライトオフィス使用料3万円ということですが、比較的たくさん使われております窓際の貸席、そちらのほうを1,000円ということで、そちらの1,000円掛ける30日ということで、3万円という計算で現在計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

これは窓際の部屋の使用料だけを見ておられるみたいですが、ここは今年度は2社が部屋を年間契約ということで契約して、使ってもらっていますね。それは今年度で終わりにはならないと思うのですけれども、それともう一点、この間農業委員会で大学生のジビエの企業、あれが会社を設立されて、会社の登記場所がサテライトオフィスということになっていたのですけれども、それで建設産業課長に確認したら、町のほうと契約していますということをおっしゃっていましたよね。だからその使用料とかも入ってくるのではないですか。無料で貸しているのですか。どうなっているのですか、それは。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスにつきましては、先ほど申されたように2社、これは年間契約でございますが、そちらのほうは現在継続かどうかというところは、ちょっと確認ができておりませんので、その分は計上させてはいただいております。ただ、まず1点目申し上げさせていただきます。

続きまして、先ほども御質問にございました大学生の起業に向けての動きというところで、現在会社登記というところでサテライトオフィスのほうを申請をされておまして、利用申請をされ、利用料のほうも現在は納めていただいております。ただ、その企業が現在話で伺っているところでは、春以降の近い時期に、ある一定、建物ができるようなことも聞いておりますので、現在は一応3月末までの申請というところでサテライトオフィスのほうの申請があって、許可をさせていただき、使用料のほうも学生の企業のほうから頂いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 分かりました。

来年度は予定がまだ立っていないということで理解しておきます。

それでは、38ページの先ほどの説明では、設備管理委託410万1,000円ですか、上がっていますね。これはいこいの設備管理委託だという説明だったと思うのですが、これはどうなっているのですか。これは今年度いこいはフェイスさんが撤退されて、その後10月から3月まで1,000万円ほどの補正予算を組んで設備管理をやっていますけれども、この400万円というのはどういう算出根拠で。そういういこいの設備管理ということでいいのですか。どうなっているのですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

38ページの上段、設備管理委託410万1,000円の内訳でございますが、先ほど西岡議員がおっしゃいましたように、いこいの館の管理と運営に係る固定的な運営の費用といたしまして、現在令和2年度の12か月分を計上させていただいております。計上させていただいております内容につきましては、今年度補正予算で計上させていただきました。例えば、エレベーターの管理、またセコムの管理、そういった建物を維持するために必要な管理費、そちらのほうを今回計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。田中君。

4 番（田中良三君） 4 番、田中です。

72ページの産業振興会館費で、需用費の中で光熱水費247万8,000円が上がっていますが、これは教育委員会の分室と図書館があるのですが、それもひっくるめた金額ですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

72ページ、産業振興会館費の需用費247万8,000円でございます。こちらの費用につきましては、現在かかっております光熱水費、ガス代、水道代、電気代、全て館内にかかっている費用として算出をさせていただいております。教育委員会の分室が入っております事務所の中も同じように、この電気代の中に含まれているということです。図書のコーナ

一が置かれております1階のフロア、そちらのほうも同じく館内の電気代といたしまして、こちらのほうに含めた数字を計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） ということは、もうひっくるめた金額やゆうてとってよろしいですか。というのは、産業振興会館にコピーとかそういうもの、振興会館用と教育委員会用別個にありますやんか。こういうのが別個にあって、なぜ水道代とか光熱費が別個にないのですかというのが質問です。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かにコピー機、また電話機、そちらのほうはそれぞれ新しい電話の回線を引いて、別途利用を払っておりますが、こちら全体の建物の中に1事務が入っているということで、建物全体にかかる費用といたしましては、こちら産業振興会館費として光熱水費を計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） それなら教育委員会と笠置町の契約か何かあるのですか。そういうのを全部一緒にして支払っているというのは。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

光熱水費の支払い等の契約というところでございますが、そちらの契約のほうは特に交わしたというものはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 西岡です。

72ページ、負担金補助及び交付金の項目の中で、四季彩祭実行委員会負担金113万4,000円上げられていますけれども、これはどういう内容のものですか。今までは各行事の予算というのは予算ごと、行事ごとに補助金を出してやってもらっていたという形だと思うのですが、この負担金というのはどういう内容のものかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさ

せていただきます。

72ページ、負担金補助及び交付金、四季彩祭実行委員会、こちらにつきましては、西岡議員おっしゃいましたように、笠置の四季のイベントということで、さくらまつりから花火、紅葉、鍋を含んだ一体的な行催事を四季彩祭が中心に回していくということで、過去それぞれ実行委員会を立ち上げていた内容を一本化した内容でございます。令和2年度の今回の当初予算につきましては、骨格予算ということもございますので、現在目の前に迫っておりますさくらまつりを運営するのに必要な警備代やまた出演者の方の費用、それともみじまつりの紅葉のライトアップ等につきましては、時期的なところを例えば秋から冬にずらすということができませんので、今回の113万4,000円の内訳といたしましては、4月に予定しておりますさくらまつりに係る経費、また秋11月頃に予定しておりますもみじまつりのライトアップに係る設置の費用、警備の費用、そちらの2項目を今回当初予算のほうで計上させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 確認の意味ですけれども、そうしたら今まで各行事ごとに補助金を出していたけれども、これからは四季彩祭へ全部補助金を入れる、そして四季彩祭の中でやってもらうと、こういうやり方にするということによろしいですか。

はい、分かりました。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

歳入についてお尋ねします。

17ページ、ここの滞納分という形で67万6,000円が計上されていますけれども、これは入るのですか。どうですか。これは何というのか、使用料の4割を占める滞納の割合なんですけれども、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

今聞かれております滞納分につきましては、住宅使用料の滞納分でございます。これにつきましては、過年度分を現況の収納率等を推移いたしまして積算しているものでございまして、過年度分それから現年、令和元年度分が滞納として残った上で、また回収できる率というのを推移しているものでございます。少しでも収納できるよう努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

68 ページ、有害鳥獣の件についてお尋ねしたいのですが、猟友会に64万円という金額が出ているんですけども、これはこういう対策については根本的にやる方針かと、そこに疑問を感じます。というのは、今猿とか鹿、イノシシ、笠置が追えば和東へ行く、和東が追えば童仙房行くとか、移動しているんです。だから、三町村で根本的にやる対策はあるのかどうか。その点お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

有害鳥獣捕獲を3町村合同でできないかということでございます。

以前、広域捕獲という形で相楽の猟友会が合同して有害鳥獣捕獲を行ってきたことがございました。これは山城広域振興局が主幹になりまして、そういう事業を進めてまいりました。現在今年度も含めまして、広域捕獲というのは行われておりません。そういった中で、笠置町といたしましては笠置町の猟友会さんをお願いした中で、有害鳥獣捕獲は進めていきたいというふうに現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6 番（松本俊清君） 松本です。

この建設課にお聞きしたいんですけども、耐震工事というのが計上されていますね。これは西部区なのですが、今木造の場合、奥田また後谷の建物について、こういう耐震の工事は対象外という形で計上されていないと思うんですけども、この改修の順序をどういう基準でやられているのか、それをちょっとお聞きしたい。どうですか。西部住宅の耐震順位はどのような形になっているのですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

耐震工事の順番につきましては耐震診断を行いまして、その耐震補強が必要であるという判断の結果が出たところを順に行っていくこととなります。耐震診断を行い、設計を行い、改修を行っていくというような流れになっております。順番でいいますとあくまでも予定ではございますが、有市住宅におきましては今B棟が終了いたしましたので、これはあくまでも予定なんですけれども、C D E F G の順で実施を予定しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

63ページ、衛生費、産後ケア事業についてお聞きしたいのですけれども、来年度何人ぐらいお考えなのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問にお答えしますが、少々お待ちください。

お待たせしました。産後ケア事業、1人で7回分、単価3万円で1週間分を暫定計上させていただいているという予算計上でございます。

遅れましてすみません。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） お1人分ということなんですけれども、笠置にもやっとうこういう産後のケアだったりとか不妊治療の話だったりとかというのが、京都府の施策にも子育て日本一を目指すという施策がある中、こういう京都府の総合計画に基づいた予算が来年度つけられているということ、大いに歓迎すべきかと思います。ぜひこういうお金が、住民の本当に暮らしやすいお金になるように使っていただけたらと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほど産業会館の光熱費の話が少しありましたけれども、今年は240万円か50万円ぐらいやったと思うんですけども、これは今教育委員会が入ったから、もう年中やっているわけですね。月曜日は今まで休みだったので、相当私は光熱費は安くなっていると思っています。ところが今年の予算では、今240何万円かだったと思うのですけれども、この平成30年の決算を見れば、当時の光熱費は300万円近い293万円なのです。そうすると考えた場合に、今の2階でやるイベント等々が減っているのではないかと。年中光熱費が要るのに、月曜日は必ず1か月に4回は休んでいるのに、なぜこれ予算が下がっているのかと思って。イベントとかその辺はわかりますか。減っているこの平成30年度の決算書を見て言っているんです。50万円ほど減っているから、その辺はどうなのかなと思って。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、積算の根拠でございますが、今年度直近までの平均的な費用、ガス代、水道代、電

気代から算出させていただいております。確かに利用頻度はどうかというところでございますが、一点、1階の研修室の事業につきましては、現在いこいの館のほうで行ったり、またつむぎてらすのほうで行ったりということで、若干サークル的な活動の場所というのが移動されているというところがあります。また2階のホールにつきましては、申し訳ございません、利用回数が何回ぐらい変動があるかというところが今資料的に持っておりませんが、金額的に減るといたしましたら、そういった2階ホールの利用度、それに伴う電気代、そういったところが原因かというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

37ページ、企画費、総合計画策定です。12目委託料。

総合計画なんですけれども、昨年もワークショップとタウンミーティングが開催されましたが、僕もできるだけ参加させていただいて、住民さんの思っておられる現状を知ることができました。大変参考になりましたし、地域差というか、どうしてもやはり人口の集中している区と人口が著しく減少している区で参加率が変わったというふうに僕の中で感じたんですけれども、笠置らしさ、コンサルタントの方々がいろいろ試行錯誤されてタウンミーティングを考えていただいたとは思いますが、やはりなかなか住民さんには浸透しにくかったのかなと思うんですけれども、総務課長はどう思われました。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今回総合計画を策定するに当たって地域循環をさせていただき、またタウンミーティングといいますか、いろいろなグループワークというようなことをさせていただきましたが、こちらが思っていたとおりににはならなかったということも事実だと思っております。ただ、そういったことの反省も踏まえて、今後計画策定に活かしていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

そうですね。やはりコンサルティングの会社と思いのある行政側が、きちんと笠置の住民が何を望んでいるのか。今は本当にどういう声を聞けば、この総合計画に反映できるのか。それこそ年代でもかなり変わりますし、今の笠置の人口ピラミッドを見れば、格段に少ない年齢層と、その年齢層が次の総合計画の5年間を築いていかなきゃいけないというか、そう

いうフェーズに差しかかっている。そしてその2045年に、この相楽東部含め相楽郡の人口は4分の1になるといわれています。その中で、では笠置町が総合計画をもってどうなっていくのかということ住民と考えるてつくっていくというのはすばらしいことなので、この490何がしというお金が、本当に町民の心の中にあるものでつくられるようになっていくことを望んでおりますので、それこそ指定管理業者含め、きちんと住民の意見で行政のやりたいことを出せるようなものにしていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 答弁は要る。

7番（坂本英人君） していただけるのなら。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように総合計画、町の指針となるものですので、今後10年間の笠置町の進むべきものがそこに盛り込まれて、また住民生活がよりよくなるように、また来年度にかけまして作成していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

39ページ、京都やましろ地域と東京しぶや連携交流事業、13万2,000円の事業なのですが、金額的にいうと全体のほかと比べると少ないんですけども、事前にもらった資料では5年間の計画と書いてありますけれども、笠置町としてはどういうことを狙ってこれに取り組んでいこうと思っているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

39ページ、京都やましろ東京しぶや連携事業負担金、2020年度から5年間の計画で予定しております。宇治から南側の山城地域と東京都渋谷区の連携事業ということで、ここは事業の目的、大きな柱であります京都のこの地域と、時代の言わば最先端をいっている東京渋谷区、また宇治から南側のお茶、歴史的な文化遺産、そういったものの交流事業というものが、大きな柱にございます。笠置町といたしましては、この事業はお茶というものを一つの大きなところでございますが、そこにお茶だけではない、お茶の生産ではないですがお茶を楽しめる場所、またそういった歴史的、アウトドア的なことで集える場所、そういったところをこの連携事業の中で強く訴えていきたいというふうに考えております。以上でござ

います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

19ページの歳入で文化財補助金、これが20万3,000円。これはどういったところに使われる予定なのですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今おっしゃっていただいたのが教育費の国庫補助金ということで、国有地管理費ということですので、笠置山にございます国有地管理の管理委託に対しての補助金でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、先ほど笠置山自然公園の清掃とか同じなのですけれども、80ページの歳出に文化財保護、これがそうなるんですか。国有地が25万5,000円、六角堂が6万6,000円、これがそういう予算になるわけですよ。歳出の。そうすると、この20万3,000円が、なぜこのように増えるのか。歳入の予算は国庫補助が20万3,000円とおっしゃったでしょう。歳出がざっと31万、32万円ぐらいですかね。なぜこのように増えるのですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

80ページの文化財保護費としまして、国有地管理に25万5,000円と、六角堂跡清掃管理委託6万6,000円が計上されております。それから、国有地管理委託につきましては国庫補助金の対象事業となりますので、100%の補助金ではなくて、そのうち対象経費が25万5,000円となっております。それから六角堂跡の清掃管理委託については町単費事業でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、国庫補助金の8割ぐらいしかもらえないということですね。それでは、その後の補助というのは町から出すということですか。

それでは、議会運営委員会でも言いましたけれども、教育費というのは相楽東部広域連合でやっているわけです。我々はこの前、議会運営委員会でも言いましたけれども、ここに文化

財保護の例規集も何も載っていないのです。これは東部連合のほうに議論していただいて、それでやってもらったらどうかと思うのですけれども、この例規集に載っていない、たまたま教育委員会とか文化財保護というのは、私もいろいろな質問をしたことが何ぼでもあるんです。たまたまこれが教育委員会の関係が出てくるから、だからこれは本来ならほかの文化財にもいろいろあるから、それは東部連合でやっているはずです。だからこれだけ出てくるのは、国がもらうからとそんなことではなしに、東部連合にやはりやっていただいて、その方がいいのではないかと思うのです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、文化財保護関係の事務については連合の教育委員会がしております。ただ、今回上げさせていただいた国有地管理委託等につきましては、国有地管理自体については、笠置町がその管理の委託を受けているということですので、管理団体である笠置町のほうで予算を計上するというふうになっております。

よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午後0時02分

再 開 午後1時01分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

令和2年度笠置町一般会計予算の件を議題とします。質疑はありますか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

ふるさと納税の返礼品事業、今年度から始まったかと思うのですけれども、期間が浅いので大きな実績というのは分からないと思うのですけれども、今の現状はどのような感じで進んでいるのかお伺いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

1月から返礼品付ふるさと納税とさせていただきまして、今現在委託業者のホームページには7件そういった選べる返礼品のほうをさせていただいております。それで1月からの実績のほうなんですけれども、今大きく1月末で3件で14万6,000円、はっきりした金額がちょっと間違っているかもしれませんが、3件の14万6,000円ほどの入というふうになっております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 期間算にしろ、実績が上がっているというのはいいことかと思います。

今7件ですけれども、登録件数を増やしていけるような施策をまた総務課のほうで考えていただけたらと思います。例えば、パソコンの使い方が分からない事業者がいたらパソコン講習会をするなり、さとふるさんとかそういうプロポーザル受けてもらったところに講習会を開いていただいて、インターネットが住民とか事業者に近いものになるような取組をしていただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回もいろいろと事業を実施するに当たって、事業者さんの中では議員おっしゃるようにパソコンがなかなか使い方が分からないというようなこともございまして、まだ担当課長のほうが行き、いろいろと説明等をさせていただいたということもありますので、またそういったことも今後も引き続きやっていきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

今課長がおっしゃったように、課長が出向いて説明するのも一つの方法ですけれども、行政の役割と事業者のすべき仕事というのをきちんと差別化して、行政支援はここまでですというふうな話も必要ですし、そのためにお金を使う。予算を組んで講習会を開くとか、そういうふうな役割を決めていかないと、やはり全てが小さいコンパクトな町なので、その辺の線引きというのは難しくなってくるかとは思っているのですけれども、行政がすべき仕事と、事業者さんが自分たちの事業を大きくするというポジティブをきちんと掛け合わせられるような予算をつくって、皆がレベルアップできるような町になっていけたらと思うのですけれども、その辺をよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、参考にしながら今後も頑張っていきたいと思います。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今のさとふると納税の関係でお聞きしますが、私も議員にならせてもらって平成27年の3月議会でこれをやったのですが、もう5年たっているわけです。その間、例えば

町外の人、笠置から出た人の商品なんかもしたらどうやと、今は駄目ですよ。地方税法改正になって。笠置におられた方が木津に店を持っておられて、木津川市がそれをふるさと納税で使われておりました。木津川市の職員もそういったことを言っていたんです。だから、今笠置でそういう商品がどれだけあるのか知りませんが、今さっき3件で14万円とおっしゃったけれども、先ほど言ったように泉佐野の関係があつて、地方税法の改正があつた。返礼品を寄附額の3割以下に抑えようと、御存じだと思う。そして寄附集めに要する経費は、総額は寄附額の5割以下ということで制限されています。そうして問題なのは、今はそういうふるさと納税ポータルサイトとかいてますけれども、仲介サイトが掲載手数料やそんなことをいろいろ、寄附額の5%か10%が取られるということもいわれています。そうだと思うのです。だから、実際予算が75万円ポータルサイトに出しています。収入は150万円されていますけれども、実際にどれだけあるか分かりませんが、やはりそういった手数料とか考えた場合に、本当に150万円あったらいいんですけども。だからこういった商品が、今どれぐらいの商品があるのですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

現時点では7つの返礼品ということで、ポータルサイトのほうには載せさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 今7件と答弁いただきましたけれども、もっと商品を増やすというか、笠置町は本当にこの特産品というのはあまりないので、どういう商品か聞きませんが、例えばよその、以前やっていたかどうか分かりませんが、笠置ゴルフなんか、町村の中にゴルフ場なんかがあれば、今行けるかどうか知りませんよ。以前はやっているところもあったと聞いています。そういったところとか、私が昔考えたとき、この平成27年に質問したときにはいこいの館の入浴券とか、例えば旅館があつたら旅館の宿を特産品に使うとか、そういったことも当時は言っていたんです。そうしたら、もっといろいろあったかも分かりません。だから今150万円収入が予定されていますけれども、実際に先ほど言った法律改正になったから、実際にあればいいんですよ、たくさん。ただ7件でどれだけあるかというの、75万円の費用をかけて、それ以上にたくさんあればいいんですけども、7件ではこころもとないという感じはするんですけども、それは結果を見なければ分かりませんが、何とも言えないですね。だから、そういうところをしっかりと開発というか、その

ときにも質問したときには今から開発すると、この平成27年のときには言われました、当時の町長に。今から開発は遅いんですよということで、先ほど言った笠置ゴルフとか具体的には雉なんかも、それは先ほど言ったように木津川市が先に取りられていたんですよ。向こうがお礼に出していたんですよ。だから、そういったことは言っていたんですよ。残念ながらだんだんと商品が、今聞いた7件というのはどういった商品か分かりません。ネットで調べたら分かりますけれども、やはりそういったことで。それと一番問題なのは、前もこれは言ったことがあるんですけども、町の方が例えば外の返品品をもらうためにどんどんやられたら、笠置の確定申告を今されている方があります。そうすると税収が減ってくるわけです。それは大きな問題になって、東京都内に住所がある人で大概よそになった場合、収入が確定申告した場合減るんです。町民がどれだけやっておられるか分かりませんが、そういったことも頭に置いておいてください。もう答弁省略で結構です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質疑に入る前に別の方の質疑に対してですけれども、ふるさと納税の金額が間違っているかもしれないということであったりとか、中身を聞いているにもかかわらず7件という件数のみという回答についてはきちんと正していただきたいというのを、まず御指摘をしたいと思います。

68、69ページにかけて、有害鳥獣の関係ということで、捕獲おりの購入等も含まれていますけれども、私はちょっと国会のほうに行きまして、政府のレクチャーを受けるということもしてきたのですが、そんな中で、いわゆる遠隔操作できるおりであるとか、大型捕獲おり、こういうものが結構効果が上がっている例があるとお聞きをしたということもありまして、またおじろ用心棒といいまして、下が金網になってまして上のほうが電気柵になっている、猿の対策向けでもあるものなんですけれども、これが比較的頑丈なおりを立てるよりは安価で効果を上げているところもあるとお聞きをしているんですけども、そういう方向で、この内容ではそこまでのものを設置していくという中身ではないと思うんですけども、比較的効果があるとされているものについて、今後有害鳥獣対策としてどうされていかれるのかという点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

大型捕獲おりはICTというような遠隔操作ができる捕獲おりでございまして、周辺でも

そういう活動をされておると思います。こういった活用につきましては、実際に捕獲活動を行っていただいております猟友会さんと十分検討した中で、かなり大きいものですので設置場所等も、やはりこれは大きな課題になってくると思われまますので、そういった意味でも猟友会さんとの調整の中で進めていきたいと思ひます。また、後半で言われた機械を私は全然存じ上げないのですが、そういったことは有害鳥獣捕獲対策協議会がござひますので、そういった中で国の補助等がありましたら、またそういう中で検討した上で予算要求なり検討なりを進めてまいりたいというふうに思ひます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ぜひ全国の例にも学ばれて対応をお願いしたいと思ひます。

もう一つの点なのですが、以前令和2年度から町長のほうからいわゆる借り上げ住宅も考えていきたい、すると確約ではなかったですけれどもお話があり、小林課長のほうからも学ばせていただいて進めさせていただきたいと御答弁があつたんですけれども、借り上げ住宅についてはこの予算上、それに当たるものが特に見当たらないように思ひますが、どのように整備をされていくのか、今のお考えを聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住施策の中心としております空き家の活用、空き家の掘り起こしの関係でござひますが、今回の当初予算には従来の空き家の制度の予算のみ計上させていただいております。この空き家を主とする移住定住の施策の進め方ですが、本年1月から移住定住を中心に、役場だけではなくて今現在来ております地域おこし企業人が中心になりまして、民間等と行政だけではなくて、相談から移住までの流れというものをワンストップで進める、そういった新しい制度をつくり上げております。そういった中で、空き家の活用、また移住者に来ていただいて住みやすい環境、そういった制度づくりを今現在進めております。以上でござひます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

30ページ、ここに時間外勤務手当950万円という金額が上がっているんです。これを認めてしまうと、どういう振り分けになるか分かりませんよ。非常に問題が出てくるのではないか。健康面で950万円という金額です。これをどのように各課から出てきたものを精

査されてやられたのか。何とかいい方法はないのか、減額させる方法をちょっとお聞きしたいのですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 職員力向上担当参事兼税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

今の松本議員の時間外勤務に対する件についてお答えさせていただきます。

この950万円というのは、過去大体2、3年の平均値ということで、今回上げさせていただいております。もちろん勤務時間内に事業事務を終了させて定時に帰庁いただくというのが大前提ですけれども、令和2年度につきましては消防の操法大会でありますとか統計国勢調査等もございますので、例年並みの時間外勤務手当ではありますけれども、できるだけ職員の健康管理には十分注意して、管理職に対して超勤命令を出す際、それから確認する際の体調管理について、そこは徹底させていただきたいと思っています。なかなか減っていかないところも職員の中途の退職であったりとかありまして、なかなか減らないところではございますが、新年度については体制を整えた中で、各課のほうで職員の管理をしてもらいたいと、そのように考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番です。

今返答されたように代休を取らせるなり、いろいろな方法で職員の健康管理には十二分に考慮してもらいたい。また特別な催事等ある場合は、そういう点でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それとこの予算書なんですけど、この中で一番大きい金額は、笠置町高度情報ネットワーク設備。これは町単独で9,075万円という予算が組まれていますね。これもこれで結構なのですが、この予算、令和2年度の予算については、15億6,420万6,000円という歳入歳出であります。しかし、その50%の歳入は、国、府から補助金としてそれを基に出されたという結果の令和2年度の予算だと思ひます。しかし、これについて2020年2月22日、あるマスコミの報道から、この金額が本当に確保できるか、これはいろいろ出ていますが、返却すればどうこうということになしに、ペナルティーが出た場合、この予算の50%が果たして取れるかどうかということに、私は心配しているのです。それでこれを組まれた責任者、町長は3月末で退任されても、責任はあると思ひます。次期町長はこの問題を引き続き事業をやってもらえる町長を推薦すべきと私は思ひます。実効出るかどうかは西村典夫町長の責任と思ひますが、この予算とペナルティーの問題についてどのようにお

考えなのか。令和2年度の予算、これはこのとおりに実行されるかどうか、非常に心配ですので、そういう点で町長お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 心配をおかけしておりますことを本当に申し訳なく思っております。

補助金につきまして、笠置町において不正な取組があったということで、返還金を求められております。そういうことに対しまして、町としてきちんと真摯に捉まえてその事後処理をきちんとする、そしてまた今後に向かっての方針をきちんと伝える、そういう整然とした補助金の不正受給に対して町としてきちんと整理をし、それを府や国に対して示していく、そういうことで、これからにおける補助金に対するペナルティーはいただかないと思いますし、そういうことにならないように、私も誠心誠意努力していきたいと思っております。また、今回の令和2年度の当初予算におきまして、予算計上させていただいております。このことにつきましても、もちろん私立場が変わりましても、どんな立場になっても協力を惜しむつもりはありませんし、また新しく首長になっていただく可能性のある方といろいろな話をさせていただきまして、きちんと引き継いでいただける人、そういう方が来られましたら引き継いでいただきたい、そのようには考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほど当初予算は従来の空き家対策ということで上げているということでしたけれども、借り上げ住宅についてはやるともやらないともお答えがなかったのですけれども、以前からも一般質問の中で取り上げさせていただいていまして、内閣官房のまち・ひと・しごと創生本部事務局の移住定住の好事例集というものを紹介させていただいたこともあったのですけれども、その中でも様々な補助金制度を使ってやっている例があると。そういう制度も活用されて進めていく御予定があるのか、その点だけは確認をしたいと思っておりますので、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年の当初予算には、先ほど申しましたように借り上げ住宅等の制度は、現在含まれておりません。先ほど申しましたように空き家の掘り起こし、それを空き家をどのように活用していくのか、そこを今新しいシステムの中で考えております。そういった空き家が今後どの

ような活用の方法になるのか、それが移住者向けの、また町内の方向けの家になるのか、また別途他の方策になるのか、その活用につきましては、その方策に応じた補助金また交付金、そういったものを活用しながら進めていくのであれば、そういった制度を広く加味しながら対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

この主要重要調書の一番最後の介護特会の件でちょっとお聞きしたいのですけれども。ここで1, 613万3, 000円という予算を見られまして、ここの特例居宅介護サービス事業の新設ということで出ているのですけれども、これの具体的な内容について、もう少しどういうことをやるのか、今現在社協のほうで居宅訪問介護サービスをやっておられますけれども、その辺で今ヘルパーさんが不足しているとかいろいろな問題が出ています。そういうことの援助になるようなことなのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいまの西岡議員の御質問でございますが、制度上は介護制度でございまして、介護特会の分野に入るとは思いますが、御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

特例居宅介護サービス事業の新設ということで、後ほど介護特別会計のほうで予算立てを説明させていただきますが、具体的に言いますと今居宅介護サービスというのは、御承知のとおり笠置町で代表例を申しますと訪問介護、それから通所介護というのが大きな2大事業としてあるわけでございます。そのうち、訪問介護事業所というのが、笠置町の社会福祉協議会で運営されているところでございます。

なぜ特例をつけたサービスを新設するかということにつきましては、先ほど議員おっしゃっておられましたように、介護給付に該当する基準が外れる可能性がある事態が生じる可能性があるかと。ちょっとややこしい言い方しましたがけれども、一つ大きな原因を言いますと、従事人員の基準がございまして。常時常勤換算で月平均3人以上の換算基準が外れると介護給付の要件を満たしませんので、給付が受けられないというふうなことがございまして。現在、運営されているところで元年度の現状、非常に人員確保に苦慮されて基準が外れる、何とかいろいろな方策を考えていただけないかというふうなところで一緒に悩ませていただいて、一つの方法として、制度上のほうは行政の責任を持って検討させていただいたところ、緩和した基準のサービス制度を、町が独自に決める制度というのがございまして。そこに入って

るのが、この特例居宅介護サービス事業という新設でございます。これは要綱でございますので、3月1日公布で制定をさせていただいて、これはまた具体的には周知させていただきますが、そこによりますと非常勤を含めて月平均何人以上の要件が満たされれば、通常の介護給付の請求ができますというふうな、新たな基準をもって業務をしていただけるということになります。したがって、現在社会福祉協議会が運営されております訪問介護事業所が、仮に常勤3人という定数が割れてもこの基準に該当するというので、通常の介護請求ができるというふうな制度を今回導入することとさせていただきました。概要としては以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 大体分かりました。

ということは今の体制の援助にはなるということですのでよろしいですね。ひとつよろしく願いしておきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

かわまちづくりコンサル委託料として、38ページ、企画費委託料。このコンサル委託は現行どのようなイメージで進められているのか、説明をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

38ページ、企画費の中のかわまちづくりコンサル委託料300万円ということの御質問でございます。

現在国土交通省、また京都府、笠置町、笠置町内の団体、地域の住民、そういった方々に入ってくださいまして、協議会というものを現在つくっております。その協議会が中心になって、その川のオープン化に向けたまずは社会実験への取組の内容、また社会実験に参加していただく事業者さんへの声かけ訪問、そういったことがまず一つの仕事となっております。こういう時期冬場ですので、なかなか出展というところには至っておりませんが、この春以降に出展していただけるような業者が数点、お声がけは今現在していただいています。出展していただいて、単に中で営業で終わるのではなく、その営業の結果どのような職種、業種がこの笠置町の中で魅力的なものになるのか、こういったお客様がこういった事業を通してお金を消費していくのか、そのあたりの実績の結果を分析する、そこまでの事業をこのかわ

まちづくりコンサル委託料ということに含めております。実際に動かしていくのは、今やっております協議会の中で全て動かしていきます。その動かしていった結果を分析する、そういった数値的な支援、そのあたりをこのコンサル事業という中で費用としてみております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

ちょっと分かりにくかったというか、その数字の集計に対してコンサルティングを入れる、それとも事業全般をコンサルティングも含め、最終的に数字の集計、成果品として報告書等が上がってくるようなイメージでコンサルティングを入れられるのか、それとも本当に協議会が実行した集計をしてもらうために300万円というお金が必要なのか、どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁、説明不足で申し訳ございません。単に分析した後の数値精査のコンサルティングだけではなくて、事業全体のコンサルティング。コンサルティングといってもそのまま丸投げするのではなくて、側面の支援、そういったところを事業全体の中で見ていただく、そういった内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

この週末の3連休も、すごく多くの方が利用されていますし、春夏秋冬問わずキャンプのお客さんというのはレベルが上がっているんで、時期関係なく楽しみに来られるのであろうなというふうな感覚を、お客さんの層とかテントを見れば思うのですが、今冬だから実証実験できないというのは、物を売ってもらえるような業者さんがそうおっしゃられているのか、それともお客のニーズが今そこにはないのか。どういうふうな流れで検討されているのかというのが聞きたいなと思います。やっぱり今日に見えて笠置で何か経済動くなというのが、多分皆いろいろな人がそこを着眼していると思うんです。それを確かなものにしていただけるような事業にしていきたいという思いが1つと、現行観光笠置さんのほうが運営管理されていますけれども、来年度以降はどういうふうな流れでその辺はお考えであるのか、少し伺いたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

出展者のお話でございますが、出展の内容にもいろいろ、物販の方もおられたら、アウトドアメーカーさん、いわゆる自らの商材を展示しそこで体験してもらうやり方、そういったいろいろなやり方がございます。現在お声がけなど相談を受けている内容は、アウトドアメーカーさんが何社かおられます。その中では、やはり自らの商材を体験講習会と申しますか、そういったことを考える中では、やはりこの冬場ではなくて暖かくなってからのほうが集客力もあるのではないかとということで、先ほど申し上げさせていただきました。

現状を申しますと、先ほど坂本議員もおっしゃいましたように、この三連休は非常にたくさんの方がお見えになっております。例えば、今現在でも写真撮影に使われたり、先日もアウトドアに特化したような車の写真の撮影もされておりました。そういったことを見ていると、まだいろいろ可能性というものは大変期待しております。今後の運営についてという話でございましたが、こちらのほうは現在、先ほどおっしゃいましたような観光笠置さんと話を詰めておる内容ですので、その内容、時期が決まれば、また御説明をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

71ページの観光案内所運営委託30万円。これ、今年度初めての予算ではないかと思うのですけれども、これはどういった予算ですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

71ページ、委託料観光案内所運営委託30万円の御質問でございます。

こちらのほうにつきましては、まちづくり会社のほうに観光の業務を一部委託させていただくということで、今回計上させていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） まちづくり会社に委託ということですか。会社に。公益法人とは違って会社に。そんなことができるのですか。私はてっきり今民家の駅の向かい側のあそこの案内所が産業会館におられて、当時私も駄目だと言っておったのですけれども、そこを移られて

そこのところに行かれたお金がこれやと私はイメージしていたのです。株式会社に。ちょっと私は今聞いてびっくりしたのですけれども。公益法人とかそういったところには委託できるか分からないけれども、会社になんてそんなことができるんですか。どういったことをされているんですか。先ほど言ったように、私は駅の前の民家に移られたのでその予算だと思っていたのです。当時私は駅舎とか、それからそんなことを言ったら副町長はいこいの館のところとかいうこともおっしゃっていた。いこいの館だったら別に自分のところだからこんなにいらぬわけです。委託費30万円も。なぜそういうことができるのですか。皆さん方どう思いなのか知らないけれども、民間会社に委託という。どうですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、先ほどの担当課長の答弁を少し補足をさせていただきたいと考えております。

観光案内所の運営委託につきましては、現在まだ委託先をどうするかというような具体的な議論はできておりません。まだまちづくり会社に委託をしますとかどこどこに委託をしますとかということも、現在のところ未定でございます。さらに今おっしゃっていただいたように、観光笠置さんが駅前に観光案内所を設けられていますが、まだまだ十分な観光案内の活動ができていないということでございますので、そういったところもひとつ相談をさせていただきながら、できるだけ町なかで観光案内ができるような状況をつくっていかうということで、30万円の予算を計上させていただきました。その委託先をどうするのか、どこで具体的にどのような形にするのかに関しましては、現在検討を進めているというところでございますので、御了解をいただきたいと思います。なお、笠置まちづくり株式会社に委託ができるかできないかに関しまして、結論を言いますと業務を委託をしたり、あるいは様々な指定管理といったものをお任せするということは問題ないと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは今のところはまだ。予算というのは、ここでやるからということで予算づけするのでしょうか。まだこれからというのはおかしいですよ。相手の交渉もあって、50万円にしてくれというかも分からない。こんな予算の組立てあるんですか。私はちょっと分かりません。予算というのはこういうことに使うからこうこうでという予算立てをするのでしょうか。そんな未知のものに、分からないのにあげているんですか。私はちょっとそれは分かりませ

ん。もう一回、また後で質問したいことがあるので、もう一回だけ。

どうぞ、副町長。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございます。

まだどういうふうなところでというのがはっきりしないということでございますが、ある程度目安はつけさせていただいておりますが、いろいろとお借りする条件の関係もございまして、具体的なところは申し上げることはできませんが、観光案内所を準備させる、そういう方向で進めたいというのが今回の方針でございます。

よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

本当に予算というのは、先ほど何遍も言うように、我々は真剣に質問しているんです。どこに使うか分からないのに、こんな予算通すわけにいきません。予算というものは余ったり、足りないところはまた等ありますけれども、まだこれからというのを、そんなところに予算を出しますか。それだったら追加予算を6月補正で出すとか。私はてっきり観光協会の前のところへ行って、それでは今観光協会入っておられるところは、自分のところで使用料を払って当然やっておられるということになるのですか。そういうことでいいのですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、従来から笠置の観光振興をどこがどう担うのかという根本的な問題というのを検討しているところでございます。観光笠置さんともそういった話合いを始めさせていただき、いろいろ観光笠置さんの課題もお聞きしております。借りている場所の問題であるとか体制でありますとか、どういった案内方法がいいのか、近隣市町の観光協会がやっている事例なども参考にしながら、ぜひそういう観光案内体制、それから今後増えるであろうと予想されるインバウンドに対応した観光案内というのは実はできておりません。そういったところの課題も、今年度ぜひ協力してやっていく、その中に他のところにこういう業務を委託することがあるかも分かりませんが、今申し上げましたように、町なかで笠置町内に来られた方々が迷わないように行ける、そして外国人の方々に対する案内、そしてサービスも円滑に提供するような拠点を確保して進めていきたいということで、ある程度その拠点に関しましてもめどをつけながら、今進めさせていただいております。全体の計画がはっきりと決まったというわけではないのですけ

れども、おおむね関係者の了解を得ながら、そういった方向で進めていきたいという状況でございまして、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

38ページ、負担金及び交付金。

地域おこし協力隊活動費補助で150万円組んでいるのですけれども、今年度で1名卒業していくと思うのですが、これは3人分ですか。新たに募集されるのであれば、どういう募集要項にされるのか、どういうことをされる方を今町は望んでいるのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

38ページの地域おこし協力隊の活動補助、150万円ということで1人50万円掛ける3名ということです。こういった職種の協力隊員の中身かということでございますが、町の情報を広く発信できるようにCATV笠置のテレビ、そちらを撮りに行き、また編集し放送する、そういったメディア向けの担当者ということで、今回地域おこし協力隊を新たに募集しようというふうに、今現在準備をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

3名分で考えられていて、任期途中だから継続するかどうかという方が2人と。1人は新しく広報で募集をかけるというような認識でよいのでしょうか。今は地域おこし企業人の方と囑託の方が広報を担当してくれているのかと、各イベントのときにはカメラを持って務めていただいていると思うのですけれども、そうではなく別で構えたほうが良いというふうなことなのですね。それは何のために地域おこし協力隊にそこを任せたいのか、というのはあるのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこしであって、役場の業務の一端を、ではあなたやってくれというような役割ではないということは御理解いただきたいと思っております。先ほども坂本議員から御質問があった総合計画をつくるときに、各区を回らせていただきまして、区で要求する意見というの

はよその区で何をやっているのかよく分からないのだと。あるいはよその地域、よその団体が何をやっているのか、行催事いろいろあるのだろうけれども様子が分からない。CATVでそういったことも見ることはできないし、現場へ行くということもなかなか大変だということで、これは一つコミュニティーを活性化させるツールとして、やはりCATV、今後の高度情報化の中でも継続してそこがあるということであれば、戦略的な活用といったものも考えていかなければならないということで、それをどう役場の業務プラスアルファ地域おこしの観点でやっていただけるか、それが担える方を公募しようということでございます。例えばユーチューブといったものが今、若い方々を中心にいろいろな場面で見られます。キャンプ場の中でインスタ、あるいはユーチューブで発信されておられる方、たくさんいらっしゃいます。それをやはり笠置町として、もっと多くの方々に笠置の魅力を発信するということ、そして関心を引き寄せて具体的にキャンプ場であったり、ボルダリングであったり、あるいはまた笠置山に登っていただくという行動に結びつけていただくようなセンスのある映像を作れる人、そしてそれがCATVの中でも流せる、そしてCATVを使って地域間のよいところをどんどん発掘して行って、それを発信していただける、そういうスキルを持った方をぜひ地域おこし協力隊員の中で募集をかけていきたいという思いがございます。ぜひこういう方がおられれば、本当にこれまで弱点であった笠置のよいところを発掘して映像化する、あるいはそれを発信するというところが一つ解決できる。さらにこういったスキルを持った方々が、どんどん笠置のことを自主的に発信していただけるような状況をつくるためのきっかけにもできたらと思っております、来年度そういった方をぜひ隊員として任命できたらと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

まさかユーチューブが出てくるとは思いませんでしたけれども、ユーチューブもマスコミに勝つぐらいの勢いは簡単にあるというのもありますし、笠置の情報ってなかなか面白いものが少ないというのはよく耳にすることもありますし、面白いと思います。何を心配するかというのは、最近地域おこし協力隊の評判をあまりよく聞かないというのを、僕はちょっと心配してまして、これは人と人なので合う合わないもあると思いますし、昔住民さんからおまえら地域壊し協力隊かとお叱りを受けたこともありました。これは本当に切ない話なんです。せっかく笠置のためと思って外からの力を借りようというふうに向きに考えているところで、やはり地域と合わないとか、ではそこでどうやって行政は間に入るのか、支援

できるのか。本当に住むところからそうです。空き家がないとか、いろいろな問題ありますけれども、本当にポテンシャルを持った、可能性を持った人が来てくれた中で、その可能性と笠置がきちんと掛け算できるような役割を、行政というのはやはり担わないといけないのかなと思います。だから、新しいことをするのにお金を使うのは、もう大いに使わなければいけないと。ただ、そのお金を使うこと責任と証明というのはきっちりしていけないといけないと思うのです。されど50万円かもしれませんけれども、笠置に可能性を見出した人が、ああこの50万円あってよかったと思えるような選定というか募集要項というか、後につながるお金になるような使い方をしてください。

よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

32ページの例規集なんですけれども、やっと418万円の予算が組まれて、これも先ほどのふるさと納税と同じように平成27年ぐらいから言って、やっと。これは12月議会運営委員会で聞いたときには、副町長から京都府では笠置町だけがまだやということを知っていて、それで今回やっと予算措置されたのかどうか分かりませんが。だからなぜこれをもっと早く、ふるさと納税もしかりだけれども、5年たつんです。これからまたその整備をやるので何年かかるのか、そのいつ頃というめど、これまでにやるというめどはどのようなのですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、総務費、総務管理費、一般管理ということで418万円、例規集の内容精査業務というのを入れさせていただきました。議員おっしゃるように、京都府下では笠置町がインターネットでの公開をしていないというところもございまして、それに向けての精査業務でございます。一応基準の期間なんですけれども、業務を委託してから大体9か月ぐらいにこういった中身といいますか法令例規等の引用に関する整備、中身を精査させていただきます。その後、もし条例の改正等が必要なものもありましたら、その直近の議会のほうで条例改正を上げさせていただき、その後ホームページでの公開という形になります。ですので、基準が9か月、それからその後の議会で条例改正、それから大体2、3か月はやり替え、条例の改正事務に必要なようになってくるかと。大体1年ぐらいを見ていただけたらというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、令和2年度末ぐらいにはできるという予定ですね。というのはこれもやはり大分前、平成27年頃も言ったのですけれども、本当に不備があるのです。けれども前も言ったように、庁内で共有されて、これをネットに載せておられるのです。それは今すぐにでもできないのですか。庁内でネットに自分たちの机のパソコンで、これに載っているものを見ておられるでしょ。これはすぐにでもできないのですか。これの追加でまたできるとか、できるところから。今庁内で共有できるものがあるのに、それは今ネットでできないのですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

職員につきましてはネット上で例規のほうを見させていただいているのですけれども、その例規を公開するに当たって、内容等に間違いとか引用の間違い、また文意の不明箇所等があったら問題ということになりますので、今回この予算を計上させていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

我々はこれを見て質問等をいろいろするのは、では不備があるということですね。我々はこれを見てコピー取ったりとか、よくしていたんです。最近は取りませんが。これを取って質問なりいろいろやっているわけです。では、これだったらもう要らないというか、そういうことはあり得ないです。そういうことになりませんか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問です。

私の言い方が不備というような形で言ってしまいましたが、先ほどからも言っていますように、法令等の引用が前回の議会の折にもきっちり反映されていなかったというところがございまして、そういったところをまた精査等をさせていただけたらというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

33ページ、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会、これ246万3,000円と分担金か何かで出すのだけれども、これは実際利用率というのはかなり低いということで、今年で3年になるのか。来年度もこれは上がっていますけれども、この額は来年度も。これ

は何年までやる予定になっていましたのかという質問と、それと今現在この協議会で実績を見てどういう方向に持っていかうとしているのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

33ページの負担金の中のJR関西本線。こちらにつきましては、今年が一区切りの3年目の事業でございます。この事業につきましては南山城村、笠置町、和束町が、月ヶ瀬口の駅から加茂の駅までを東西に結ぶJRの空白時間帯を補完する交通手段として開始した事業でございます。まず実績というところでございますが、平成30年の10月から令和元年の9月、1年間の利用者数につきましては1,388人でございます。この数字につきましては、1年前ですと平成29年から平成30年9月、この1年前と比べまして328人減少しております。約20%の減というふうになっております。月水金土運行しております、1日往復で8便、月ヶ瀬口発加茂駅が4便、加茂駅発月ヶ瀬口駅が4便の運行形態でございます。実績といたしましては1便当たり0.84人、昨年度の平成30年10月から令和元年9月につきましては1便当たり0.84人ということで、1年前に比べますと若干減っております。1年前は1.04人おりましたので減っております。こちら減った要因につきましては、JRの一部運休の時期が2年前にありましたので、その間に乗っていただいたとか、あとはある一定このバスを利用されている方、いろいろ調査をしてみましたら、ある一定の方がやはり病院通いにお使いになられていると。その方が何らかの影響でバスに乗らなくなったことによる減少というものが大きくなってございます。今年度3年目ということでございます。他方、和束町、また南山城村もいろいろ交通の関係は新しい取組もしておられますので、費用対効果というところももちろんございますので、そういったことを検証しながら、次年度以降ということにつきましては検討していく運びになってございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

先ほど利用者数1,300何ぼとか言っはるけれども、それは全体でしょう。笠置のほかの利用というのはつかんでおられますか。それは幾らあるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

笠置の中のバス停というものも、旧の奈良交通さんのバス停の中を巡るような形になっておりまして、いこいの館またJRの笠置駅などを通過しながら、加茂方面なり南山城村方面に行っております。こちらのほうに今手持ちの数値がございまして、各バス停ごとの数値があるのですが、ちょっと細くなるのですが、このバス停の中で月ヶ瀬口から加茂駅、いろいろバス停があるのですが、その中でも笠置町は上有市のバス停というのは、比較的このバスの中でも利用者の方が多い。数々あるバスの中でも上有市と笠置駅が、このバス停の中で利用されている人数というのが多い結果になっております。例えば、平成30年10月から令和元年9月、1年間の中の数字がございまして、12か月1年間の数字を見ますと、上有市バス停では約100名ほどの方が乗車になられております。例えばこの笠置の役場の下のバス停につきましては、1年間ですが20名弱の方の利用ということで、それぞればらばらになっておりまして、先ほど申しました月ヶ瀬口から加茂駅まで行く便、また加茂から月ヶ瀬口に行く便、それぞれで合計をいたしますと、これはちょっと今計算機を持ち合わせておりませんので、後ほど数値的なことは御説明させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 取りあえず実績は少ないということは誰が見ても明らかですけども、これを一応5年間ぐらいやるということだったのですか。その方向性を聞いているんです。来年度はこれだけ見ているわけでしょう。その次の再来年度はどういうふうにやっていくのかというのは、多分協議会で話し合われると思うのだけれども、それはどういう方向になっているかというのを聞きたいと思うのですけれども。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

バスの運行につきましては、3年間で1つの区切りといたしまして、バスを運行していくと。その後はまた今後の検討として延長するなりという方向性を今年度。今年度が最終年度でございまして、構成している笠置町、和束町、南山城村、あとは京都府なり交通の関係諸団体が入っておりますので、その協議会の中で決めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

40ページの高度情報関係ですけれども、一応また9,000万円余り予算が上がっていますけれども、これは9月議会で同じような数字を上げて。秋のときには町民の方に説明するとおっしゃっていたけれども、12月のときにどなたか聞かれて2月中に町民の方に説明されると。そうこうしていたら報道関係で1月29日に村の話が出てきて、もうここでちゃんとなっているわけです。なぜ笠置はこのような形で遅れているのですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業の進捗が遅れておりますこと、大変申し訳ございません。この事業につきましては、南山城村さんは住民への説明ということを一足早くされておりますが、まず制度の説明というものが最初必要になってきます。そちらにつきましては、この前のときにも説明させていただいておりましたが、まず南山城村と笠置町同時に進めていくというのが業者が説明する人もおりますので、そこはちょっと分けて、まず住民の説明会というものは分けて、笠置町のほうが遅れることとなりますが、順次各集会、今考えておりますのは各集会所を回り、説明をさせていただくということで、現在そういう予定を組んでおります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この新聞報道によると、村の補助額は2億5,500万円。これは村民1人当たり2,800人で割れば、大体9万1,000円ぐらいになるのです。笠置町がこれを1,280人で大体1億9,000万円近くで割れば、大体14万8,000円の1人当たりの負担で業者に譲渡するわけです。本当にこんなことが私は許されていいのかどうか、この9月議会にも言いましたけれども、このお金、水道と一緒にいうことをよく言いましたけれども、あまり長くは言いませんけれども、これは一般質問も入れてますから今回はあまり言いませんけれども、本当にこの事業というのは前から言うように、今のところは人口が1,000人を割るわけです。この利用者の方が。そのときまでいけるかどうか。今テレビの1,200円が1,500円になる。村も1,200円から1,500円になると。本当に持続できるのかどうか心配になるのです。この件についてはもう一般質問入れていますので、これ以上のことは言いませんけれども。

1つだけ答えてください。本当に10年後に持続できますか。1,000人割る人口で。そうすると、今1,200円から1,500円へ上がって、それがどんどんまだ上がる可能

性があるのです。これはまた一般質問します。

議長（杉岡義信君） 大倉さん、一般質問するのだったら、もうそれでよろしい。さっきからちょっとおかしいと思って。こんなの9月議会でやっているのに、何でそんなことを言うのかと思って。一般質問しいな。

5番（大倉 博君） それをまた引き続いて一般質問しますから、どうですか。その辺だけちょっと答えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

人口が減少していく、それはもう明らかなことだろうというふうに思います。今現在の高度情報ネットワークの利用料につきましても、同じように人口のパイが減っていくと今1,200円掛ける消費税という額も、もちろん今の額で維持できるのかというところにもございます。また今御質問にありましたように、新しく移行した場合に維持できるのか。今回の新しいシステムにつきましては、現状は笠置町と南山城村だけのエリアですが、新しいシステムになれば、エリアが広がる宇治市以南を1つのエリアとした事業の中に笠置町なり南山城村が入っていくということで、加入者のパイというところでは増えていくと、そういうことで10年後にどうなっていくのか、それはもちろんそのときの利用料の額も反映されるか分かりませんし、またそのとき日進月歩のように進んでいる情報のシステムが、また新たな形にもなっていくというふうに考えております。そういったことで、その事業の中にももしそういった不測の状況が起きた場合には、きちんとした対応をもって町内でテレビなりインターネットが使えなくなる、そういうことにはならないようにということも申し添えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

単純なこと。62ページの町医、町のお医者さんです、5万円とありますけれども、これはどういったことをされるのですか。その辺ちょっとお聞きします。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（東 達広君） 失礼いたします。

ただいま大倉議員御質問いただいた町医の件でございます。

主に予防接種、それから検診事業に御協力いただく。それから保育所の中にもあるのです

けれども、保育所は保育所の中でいろいろな保健事業をやりますので、接種事業とか母子事業に係る事業に協力いただくとか。母子保健事業です。そういう役目を担っております。これは設置条例がございますので、それに基づいて笠置町の医療機関の先生にお願いしてございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町医はそういうこと、母子医療とか保育所の関係とかおっしゃったけれども。私以前も質問したことがあるんですけども、町には産業医、例えばこれは法律上50人以上いる組織には産業医をおかなければならないとあるわけです。だから、産業医の予算がないので、例えば町の条例は50人ですからそれでいいのかわかりませんが、最近のように会計年度任用職員とか、それから企業人とか協力隊員とか、その方も含めるのかどうか。産業に、50人以上にした場合に産業医を置かなければならないのと違うかなと思うのです。ちょっとわかりませんが、その辺はもし分かれば。そして、やはり会計年度任用職員でも社会保険料を支払っている方もおられるということですから、そうすると50人以上とか60人とかの形で産業医がいるのじゃないかと私の考えですけども、その辺はどうなのですか。

議長（杉岡義信君） 職員力向上担当参事。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の産業医の件についてお答えさせていただきます。

産業医設置の規定といたしましては、事業場ごと事業所ごとですので、役場の庁舎に50人以上、例えば保育所にも50人以上でないといけないところになりますので、笠置町としては役場の中でも50人を満たしておりませんので、必置にはなっておりません。ただ、昨今の社会情勢全体を思いますと、産業医として笠置町全体を見ていただける産業医も必要なのではないかという話は出てきております。今言いましたように、笠置町としては健康推進員という形で設置が必要になるだけになっておりまして、それも総務財政課の健康管理担当というものが実際にやっているというところにとどまっております。おっしゃっていただきましたように、会計年度職員もパートタイムではありますけれども増えてくることにもなりますし、そこらはこれからの検討課題かと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

54ページの文化祭補助40万円とか、給食サービス、これでいったほうが分かりやすいので、この主要事業調書。この文化祭、私も文化祭をよく見に行かせてもらうんですけども、そういったものが好きなので。社協も同じようなこと、出品者の方もほとんど同じになるのです。だから笠置のこの小さい町で一本化できないかということ。今年はこれでいいか分かりませんが、将来的に一本化できないか。この前の議会運営委員会的时候にも、ちょっとそういう話は言っていたんですけども。

それと、もう一つの給食サービス月1回、社協の場合は月2回。大体20人ぐらいだそうなんですけれども、これは有料なんですけれども月2回、ここは月1回ということ。これは月に1回、何人ぐらい利用されているのか、そして先ほど言ったようにこういったことは小さな町ですから一本化というか、去年のワールドカップのワンチームではないけれども、笠置町はこの人口が減ってくるときにワンチームでいかなければ、個々の予算ではなくてワンチームでいかななくては笠置町がもたないのです。私はそう思います。だから、できたら将来一本化できないかどうか。今回はこれはあれですけども、本当にワンチームでこんな小さな1,200人の人口で、ここはこのサービスでやっている、ここはこのサービス、そうではなく、できたらそういう形に、今回はこれでも来年度、町長が代わられてどうされるか分かりませんが、私はそういうことを言っておきます。

議長（杉岡義信君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（増田好宏君） 何点かあったかと思うんですけども、まず解放文化祭のほうですが、こちらにつきましては、現在外で行っておりますイベント形式のものと、中につきましては私ども笠置会館でお花、陶芸等の教室を行っているものの展示がメインとしまして、空いているスペースに町内の方、何か自分でやっておられる方がおられたら飾ってくださいという案内を出している関係で、社協やら教育委員会と重なる部分も出てくる場合があると思います。ただ、私どもがメインにしておりますのは、先ほども言いましたように笠置会館で実際にしております教室、地域交流の教室の展示がメインでございます。外につきましては、イベントがメインとして地元が参加していただいているということがありまして、解放文化祭とは趣旨も、また実際重なっている人はごく僅かやと思うんですけども、その人たちの作品が重なっているというだけで、できるだけ違うような作品があれば出してくださいということは言っているんですけども、恐らく今後も一つというのは多分難しいのではないかとというのが一つございます。

2点目なんですけれども、給食サービスのことですが、あれは笠置会館の場合は無償で提

供しております。11か月行っておりまして、夏の食中毒の時期は1か月休ませていただいております。中身としまして一番大切なのは、安否確認。それをメインにしておりまして、区域は西部区全域が区域となっております。ほかの地域は入っておりません。安否確認と併せまして、独居老人とかそういう方に笠置会館を利用していただいて、隣保館でサービス事業に参加していただけたら、病気の予防とか認知症予防につながるのではないかとということで、そういうお声がけもしております。そういうふうなところが一番の目的として実施しているわけです。よって、給食サービスにしましても、社協が20人に今行っておられるのとは違って、私どもはちょっと何歳以上というのはあるのですけれども、老人世帯につきましては75歳以上でしたか。老人と若い人と一緒にいる人でも80歳以上の方には渡していますし、また寝たきり老人とか、若い人でも障害を持っておられる方にも配っております。そういうふうな規約の中で、毎月120食を作っております。120食というのは、基本的に老人やら配っている部分だけではなく、私どもの作っていただいている人とか職員も頂いています。これにつきましては、30分以上前に先に食することで、万一食中毒等が起こった場合、私たちが試食という形で食べているわけです。その中で、全然誰も吐き気もしないしどうもないというのを確認の上、食べてもらえるように、30分の時間差を置いて実施しております。先ほども申しましたように、安否確認が一番の目的としてやっていますので、社協の買って配達する業者さんが配ってはるかもしれませんが、その辺とはまた違う目的だと思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

いろいろお聞きしましたけれども、先ほど言ったように、この小さな町でできたら1か所になるように。いずれ町長が今度代わられるから、次の町長にそういったことを笠置町が本当にワンチームになるように、一体にならな本当に大変な町に、もう1,000人すぐ割りますよ。1,000人割るということは、逆にそういったことはこういう事業が持続できない可能性も将来やはり出てくるんです。そう私は思います。だから、できたらやはり時代が変わればまたやり方が変わってくるか分かりませんが、そういうふうに、できるだけワンチームでいきましょう。それだけです。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

最後にちょっと確認しておきたいのですけれども、82ページ。

この地方債の残高見込みなんですけれども、この表を見ていますと、これ3年間で大体1億円ずつ増えていってます。今年度もこの予算にはそんな無駄な予算は上がっていないと思いますけれども、これ総務財政課長にお聞きします。こういう傾向で当該年度末、現在高の見込額は15億3,748万4,000円という見込みを立てられておりますけれども、この額は年度の予算額ほどあるのです。このまま毎年毎年増えていくと、財政破綻というようなことになりかねませんので、その辺総務財政課長として、これの見込み、方針、どういうふうに思っておられるのかちょっとお聞きしたい。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

西岡議員おっしゃるように、前年度、この3年間毎年1億円ほどの残高が増えております。地方創生事業に伴って、つむぎてらすの設置に伴っての予算、また土木事業等様々な事業に対して起債を借りているような状況です。過疎債につきましては、対象経費の70%が交付税として元利償還金が返ってくるかと、元利償還金の70%が交付税という形で返ってくるとはいえ、やはりあまり多くの起債残高というのは好ましくないのかというふうに思っております。今後もいろいろな事業があるわけなのですけれども、そのところは一定精査しながら起債については借入れ等実施していけたらというふうには考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第16号、令和2年度笠置町一般会計予算の件について反対討論を行います。

町はこの間小学校の給食費の無償化や修学旅行費の無償化、そして中学校の給食費の無償化など、福祉の向上に努力をされてきました。また、もう一方まちづくり補助事業でも対象を拡大する。さらには外出支援サービスなどの補助に対しても手厚くするなど、努力をされてきていることは一定評価をいたします。しかしその一方で、これまで老人手当の削減であったり、また身体障害者4級の入通院に対して所得制限を設けるなど、一方で福祉の削減も行ってきました。こうした削減に対しても特別に手当するという態度は、これまで取ってきておられません。また、町の財政が厳しい中、いろいろ苦勞されていることは理解しますけ

れども、私はやはり国の全体の税制の制度を変えて、もっと地方に交付金、お金が回ること
で住民の福祉向上が図られていくべきだと考えています。今、いわゆる大企業は内部留保、
企業が利益を上げた中で、社外に出ていくお金はどんどん積みあがっている状況です。さら
に、財産家、富裕層の方は多く収入を増やしていますけれども、一方で格差が広がって、低
所得者はますます低所得者になっていっています。こうした背景には国の法人税の引下げな
ど、税制の在り方が大本にあります。お金持ちや大企業を優遇するのではなくて、その能力
にふさわしい負担を求めることで住民の負担を減らしていく、住民の福祉に回す財源をつく
っていく、このことを求めたいと思います。町の現状ではなかなか変えられないというだけ
ではなくて、やはり議会として議員として、私は反対を表明することで、少しでも国に対し
て意思を示したい、そのことを申し述べて反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

笠置町のできること、やりたいこと。今回京都府の子育てづくり日本一を目指すという中
に、不妊治療、産後のケアというのが、この間勉強会に行った中でも知事が直接おっしゃっ
ていました。そこに、笠置町の今抱えている地域課題、少子高齢化。小学生、来年もう
20余名になります。もう本当に危機的状況、こういう地域課題と京都府の連携をきちんと
図って次に邁進していけるような福祉の予算づけになっていたかと思います。山城広域振興
局でも新しい総合計画が作成され、それに基づいた中でこの南山城地域で、笠置がどうい
う存在であり続けるのかというところを照らし合わせる総合計画になっていたらいいと思っ
ておりますし、京都府の計画もしっかり鑑みて、来年度の予算をしっかりと執行していただ
けるように願ひまして、賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第16号、令和2年度笠置町一般会計予算の件は
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第16号、令和2年度笠置町一般会計
予算の件は原案のとおり可決されました。

この際15分間休憩します。

休 憩 午後2時42分
再 開 午後2時57分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について提案理由を申し上げます。

令和2年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入歳出総額は、それぞれ1億9,984万9,000円で、前年度と比較して1,488万4,000円減となっております。歳出の主な内容としましては、保険給付費が1億5,195万7,000円で、近年の動向により昨年より1,168万2,000円を減額しております。財源といたしましては、国民健康保険税が2,665万8,000円、医療給付費支払いに対する府支出金が1億5,138万円となっております。

御審議いただき御承認いただきますよう、お願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課石原担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について御説明いたします。

初めに歳入について説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございますので、あらかじめ御了承ください。

令和2年度につきましては、令和元年度と大きく変動するものを説明させていただきます。なお、国民健康保険税につきましては保険税率を据置きとさせていただき、算出をしております。

8ページをお願いします。

4款府支出金、1項府補助金本年度予算額1億5,138万円、前年度比1,143万2,000円の減額。歳出の療養諸費及び高額療養費等に係る分を計上しております。

9ページを御覧ください。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、トータルで対前年152万9,000円の減額の1,319万5,000円を計上しております。

次に、7款繰越金、前年度比220万2,000円の減額の835万1,000円を計上しています。

続いて歳出について御説明いたします。

11ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費で105万9,000円を減額しておりますが、システム改修等に係る分となっております。

2款保険給付費、1項療養諸費でトータル919万9,000円を減額し、1億3,573万8,000円を計上しております。

1目一般被保険者療養給付費では、平成29年から令和元年度見込みの3か月平均に、医療費伸び率5%を上乗せし、886万6,000円減額の1億3,306万4,000円。

2目退職被保険者療養給付費、4目退職被保険者等療養費は、現在退職被保険者の該当者がおられないため、1,000円のみ計上しております。

次に、13ページを御覧ください。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費190万5,000円減額の1,512万5,000円。3か年平均の見込みを計上しております。

次に、14ページ。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分3,207万7,000円。

2項後期高齢者支援金等分の967万7,000円。

15ページの3項介護納付金分260万円につきましては、京都府から示されました市町村国保事業費納付金の額でございます。

以上、歳入歳出予算の総額は前年度比1,488万4,000円の減額となり、歳入歳出それぞれ1億9,984万9,000円となります。

以上で令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件について反対討論を行います。

税率を据え置いたことや都道府県の単一化におきまして資産割を引き下げたことについては、一定評価をさせていただきます。しかし、いまだ所得、収入に対して国民健康保険税の負担は割高となっています。こうした背景には、かつて国が5割ほど補助を入れていたものを引き下げたことが背景にあります。今全国の自治会も国に対して公費を投入して国民健康保険税料を協会けんぽ並みに引き下げることがを要望しています。抜本的な財政投入を国に求めることを表明をいたしまして、議案第17号の反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第17号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第3、議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

令和2年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,950万5,000円を計上しております。主な歳入につきましては、使用料が2,573万1,000円、一般会計からの繰入金3,336万6,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費で1,515万5,000円、簡易水道施設費では報酬で104万7,000円、需用費で869万4,000円、役務費で132万3,000円、委託料で1,162万8,000円、また公債費では元金、利子を合わせまして1,941万円を計上いたしております。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件

につきまして御説明いたします。

初めに歳入について御説明いたします。なお、一部説明を省略させていただくところがございます。あらかじめ御了承ください。

6ページを御覧ください。

初めに、1款分担金及び負担金、分担金、衛生費分担金でございます。

1款簡易水道分担金、給水工事分担金では、前年度より4,000円増の20万9,000円を計上しております。内容としましては、昨年10月の消費税率等の引上げに伴う料金改定による増額でございます。

次に、2款使用料及び手数料で、使用料、衛生使用料で1節現年度使用料基本料金では、1,113万1,000円を計上しております。前年と比較しますと、消費税率等の引上げにより8万6,000円の増額となっております。

次に、超過料金では1,450万円を計上しています。対前年で513万9,000円の減となっております。内容につきましては、大きな事業所の超過使用料の減少が大きな要因ではありますが、いこいの館の温浴部門等が休止していることなどを踏まえ、前年度実績からいこいの館使用分を除いた使用料により算出しております。

なお基本料金と超過料金と共に、収納率を98%で算出しているところでございます。また、滞納分につきましては、前年度と同額を見ているところでございます。

同じく使用料及び手数料、衛生手数料、簡易水道手数料は、前年より8万円増の9万7,000円を計上しています。内容につきましては、水道法の改正に伴い給水工事事業者の更新制が導入されたことにより、再登録料を見込んで、給水工事事業者手数料を増額計上しています。

次に、3款財産収入、財産運用収入、利子及び配当金は同額を見ているところでございます。

次に、6ページ下段から7ページにかけてでございます。

4款繰入金、一般会計繰入金では、トータルで3,336万6,000円を計上しております。内容としましては、起債分等の減少や修繕料等歳出の減少によるもので、対前年で278万5,000円の減額となっております。これ以降の歳入は前年度と同額を見ているところでございます。

続いて、歳出の説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

1 款総務費、総務管理費、一般管理費で1, 515万5, 000円を計上しています。給与、職員手当等の人件費関係は、トータルで1, 510万9, 000円を計上、以下旅費、需用費等は前年とほぼ同額を見ているところでございます。

次に、9ページをお願いします。

2 款衛生費、上水道費、簡易水道施設費でございます。主な内容としましては、1 節報酬は104万7, 000円を計上しておりまして、内容は取水、浄水、配水場の見廻り報酬等でございます。会計年度任用職員制度導入に伴い、賃金から節の組替えを行ったものでございます。

10 節需用費の主な内容につきましては、光熱費で475万3, 000円を計上しており、水道施設、浄水場等の電気代でございます。修繕料では、通常の浄水装置等の機器の小修繕費及び水道メーター取替え費に加え、飛鳥路飲料水供給施設送水流量計の取替え等で258万7, 000円を計上しております。また、メーター修理では期限切れ水道メーターを買い取ってもらい、材料として再利用し、新品メーターを購入するバスター交換リサイクル方式を行っておりまして、対前年で比較しますと15万円減額で3万8, 000円の計上となっておりますが、今年度水道メーターの更新戸数の減少によるものでございます。

以上、需用費では前年より272万9, 000円の減額の869万4, 000円を計上しています。

次の11 節役務費につきましては、主な変更点は自動車損害保険料や車検手数料など、次年度は給水車のみの対象となりますので、トータルで前年より10万4, 000円の減額の132万3, 000円を計上しております。

また、12 節委託料の主な変更点としまして、水質検査委託料は対前年で33万8, 000円増の317万9, 000円を計上しています。内容につきましては、水道浄水、原水水質検査業務に関して税額の増加や点検内容の増加に伴う材料費の高騰によるものでございます。

次の急速濾過器保守点検につきましても、前年の点検により流量計の劣化を確認いたしましたので、今回は取替えを含むため、36万円増の495万円を計上しています。

10ページになります。10ページ上段のフロキュレーター変速機保守点検で102万9, 000円を計上しています。内容としましては、笠置浄水場2号フロキュレーターの10年に1度の保守点検業務でございます。

以上、委託料では減圧弁保守点検の減額等もありまして、前年より434万4, 000円

の減で、1, 162万8, 000円を計上しています。

次の13節使用料及び賃借料、14節工事請負費と15節原材料費でも同額の計上をしています。

18節負担金補助及び交付金では、相楽郡指定給水装置工事事業者研修会負担金としまして10万9, 000円を計上しています。内容につきましては、指定給水装置工事事業者の指定登録に5年ごとの更新制が導入されたことに伴い、事業者の確実な受講に向けて相楽地方の市町村で研修会を実施することになりました。そのための負担金でございます。

次の22節償還金利子及び割引料と、24節積立金は前年度と同額を計上しております。

次の26節公課費は前年度の消費税額確定額を計上しているものでございます。

11ページをお願いします。

3款公債費では、元金、利子とも地方債償還表に基づき、トータルで1, 941万円を計上しております。

以上、歳入歳出の総額は対前年775万4, 000円の減で、それぞれ5, 950万5, 000円となります。

以上、簡易水道特別会計予算の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件について反対討論をいたします。

今回の利用料金は、昨年10月から消費税増税をされた、その影響が色濃く出た初年度の会計となっています。消費税は私たちは5%に引き下げるべきと提案していますが、収入の状況に関わらず誰もが負担をしなければいけなくなる、そうした税制です。税金は本来はその支払い能力、また生計費、生活するのにかかる費用にはかけていかない、そうしたことを原則とするべきだと考えます。消費税はそれから真っ向反している税制だと考えます。税金の集め方を考えれば消費税増税をしなくても十分に財源を確保できるということを指摘いたしまして、議案第18号に対する反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第18号、令和2年度笠置町簡易水道特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2億5,293万9,000円を計上し、対前年では418万4,000円の増額、1.7%の増加となっております。主な提案内容は地域支援事業費で、対前年349万1,000円増の1,994万6,000円を計上しております。保険給付費総額の伸びにつきましては、平成30年度決算では対前年で315万3,000円の減少となりました。令和2年度次期介護保険事業計画を策定します。より一層の介護予防事業の取組と適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課大西担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件について御説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

歳入歳出ともに対前年で418万4,000円の増となっております。

それでは、歳入予算の主なものを説明させていただきます。

1款保険料、2項介護保険料、1目第1号被保険者保険料で、5,064万4,000円計上しております。被保険者約660人を対象に調定額を計上しているところでございます。

現年度の収納率につきましては、99.1%を見込んでおります。

続きまして、国庫支出金等の公費負担につきましては、法定負担金を計上しておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、対前年3,000円減の4,072万3,000円を計上しています。

2項国庫補助金につきましては、9ページの計のところを御覧ください。対前年で51万8,000円増の1,849万9,000円を計上しているところでございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金につきましては、対前年29万2,000円増の6,333万6,000円を計上しております。

5款府支出金、1項府負担金で、対前年1,000円増の3,366万3,000円を計上しております。

2項府補助金につきましては、次のページにございます対前年14万6,000円増で227万1,000円を計上しております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金で3,950万円計上しております。主なものといたしまして、3目地域支援事業繰入金で、対前年236万1,000円増の625万3,000円計上させていただいております。これにつきましては、介護予防事業の体制強化によります増額でございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金で、対前年109万8,000円増の159万3,000円計上させていただいております。これにつきましては、昨年は第一段階のみが軽減対象でございましたけれども、令和2年度につきましては第一段階に加えまして、第二、第三段階も対象となるため増加しておるものでございます。

8款繰越金につきましては、対前年82万2,000円増の286万3,000円計上させていただいております。

11ページを御覧ください。

9款諸収入、3項雑入、1目雑入につきましては、一般介護予防事業としまして、ミニデイとおたっしゃくらぶの使用料金として23万1,000円、予防に係るケアプラン作成としまして120万円をそれぞれ計上しているところでございます。

続きまして、歳出予算の主なものを説明させていただきます。

12ページを御覧ください。

1款総務費関連の主なものを御説明させていただきます。

1 款総務費、1 項総務管理費で、対前年2 5 万9, 0 0 0 円増の5 8 万7, 0 0 0 円を計上させていただいております。増加の要因といたしまして、国保連との連携システム保守等を一般会計から介護特会に組み替えております。その費用としまして、1 2 節委託料のシステム機器保守で1 0 万3, 0 0 0 円、また1 3 節使用料及び賃借料のライセンス料2 万8, 0 0 0 円をそれぞれ計上させていただいております。また、介護保険事業費管理システムの導入費用としまして、使用料及び賃借料のシステム使用料で1 5 万8, 0 0 0 円を計上しているところでございます。

1 3 ページを御覧ください。

4 項趣旨普及費で4 3 万4, 0 0 0 円を計上させていただいております。これにつきましては、制度改正によりますパンフレットの印刷代でございます。

次に、2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス給付費では、対前年1 7 3 万8, 0 0 0 円減の1 億3 7 4 万7, 0 0 0 円を見込んでいるところでございます。

1 4 ページの中段、7 目特例居宅介護サービス給付費、これにつきましては先ほど西岡議員のほうから御質問のありました訪問介護事業所が、事業所の要件を満たさない場合が想定されておりますことから、今回新設させていただいております1 7 3 万8, 0 0 0 円の予算を計上させていただいております。人員基準を満たしている場合につきましては、1 目の居宅介護サービス給付費から給付を支出させていただきまして、人員基準を満たさなかった場合につきましては今回新設させていただきました7 目特例居宅介護サービス給付費のところから支出させていただくということでございます。1 7 3 万8, 0 0 0 円予算を計上させていただいておりますが、人員基準を満たさなかった場合でここからの支出が必要になった場合に、予算がもし足りなくなった場合につきましては、この予算書で規定させていただいております同一管内で各項間での流用ができるということになっておりますので、流用で対応させていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、2 項介護予防サービス等諸費でございます。これにつきましては、要支援者に対する介護予防給付費でございます。介護予防サービス全体といたしまして、次のページの計の欄を御覧ください。5 8 5 万7, 0 0 0 円を予算計上させていただいております。

4 項高額介護サービス等諸費で、5 6 2 万9, 0 0 0 円計上しております。これにつきましては、被保険者それぞれの自己負担の1 か月の限度額を超えた部分が給付されるというものでございます。

16ページを御覧ください。

5項高額医療合算介護サービス等費で、73万1,000円計上しております。これにつきましては、年間を通じまして限度額を超えた部分が給付されるというものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費で、1,137万円を計上しております。これにつきましては、低所得者が施設入所する場合の居住費、食費の軽減措置でございます。

17ページを御覧ください。

3款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援事業費としまして、対前年10万円増の320万4,000円計上させていただいております。これにつきましては、要支援者の訪問、通所やごみ出し、掃除等の事業でございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費で、133万1,000円計上しております。総合事業のケアマネジメント体制の強化のため、対前年98万6,000円の増となっております。

2項一般介護予防事業費でございます。

これにつきましては、ミニデイとおたっしゅくらぶの事業費でございます。対前年並みで138万8,000円を計上しているところでございます。

3項包括的支援事業・任意事業につきましては、主に職員の人件費でございます。専任職員の配置によりまして、全体では次のページの中段の計を御覧ください。対前年241万円増の1,401万6,000円を計上させていただいているところでございます。

介護保険特別会計の主な事業につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

なければこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件について反対討論いたします。

介護保険については、国は基本的には負担増や給付の対象を外すなど、サービスの低下を進めてまいりました。一部負担軽減なども行われていますけれども、介護保険に対して抜本的に手当をして、介護保険者の生活を支えるという政策はとっていません。本当に安心して介護が受けられる、介護を受けなければいけない状況になったときに必要なサービスが受け

られる、そうした介護保険になるように求めたいと思います。また、当町でも介護保険料は引上げを進めてまいりました。そうしたことに反対を表明いたしまして、議案第19号の討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第19号、令和2年度笠置町介護保険特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第5、議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について提案理由を御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ6,547万3,000円を計上し、対前年では664万7,000円の増加、11.3%の増加となっております。主な提案内容は広域連合納付金で、対前年658万1,000円増加の6,446万1,000円を計上しております。令和2年度は2年に1度の保険料が改定されます。決定されました保険料額は、保険給付費の自然増加後期高齢者負担率の増加などにより、1人当たり保険料額としては、年額約9,600円弱の増加となります。本制度の運営につきましては、引き続きより一層の保険疾病予防事業の充実とともに、適正な保険給付並びに保険料収納率の向上に努めてまいります。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課大西担当課長。

保健福祉課担当課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について御説明させていただきます。

6 ページを御覧ください。

歳入歳出とも664万7,000円増額となっております。

歳入予算の主なものを御説明させていただきます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料で、対前年46万8,000円増の2,281万8,000円を計上しております。令和2年度につきましては、3年に1度の保険料改定の年となっておりますので、暫定計上しているものでございます。被保険者数につきましては、370人で見込んでおります。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金で1,048万9,000円を計上しております。主なものとしまして、2 節保険基盤安定繰入金では、830万2,000円を、3 節事業費繰入金、これにつきましては人間ドックの補助上限超過分でございますけれども、8万円をそれぞれ計上させていただいております。

2 目療養給付費繰入金では、対前年586万7,000円増の3,147万5,000円を計上しております。一般会計繰入金全体では、対前年610万3,000円増の4,196万4,000円を計上させていただいているところでございます。

続きまして、8 ページを御覧ください。

歳出予算の主なものについて御説明させていただきます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金で、6,446万1,000円計上しております。対前年で658万1,000円の増でございます。これにつきましては、療養給付費負担金が大きく伸びたことによる増でございます。

9 ページを御覧ください。

4 款保健事業費、1 項保健事業費で、63万6,000円を計上しております。内容につきましては、人間ドックの助成金でございます。19名の受診を見込んでいるところでございます。

後期高齢者医療特別会計予算の説明につきましては以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件について反対討論を行います。

この制度自体は75歳以上を基準として、特に病気にかかりやすい後期高齢者の方を特別に手厚く医療をしていく、そういうためにつくられたと国は説明をしてきていました。ところが2年に1度の保険料改定で、今回も保険料の均等割そして所得割率が大幅に増となりました。制度発足時からずっと引上げが続いてきたのが実態です。また、低所得者向けに行われてきた軽減特例の廃止が既に決まっています。その対策として、介護保険の保険料の低所得者向けの減免制度、さらには年金に一定額を付加する、そういう低所得者対策も行われていますけれども、これもいつまで続くか分からない一時的なものとなっています。今必要なのは、保険料の大幅な引下げによって、特に75歳以上の方は収入が主に年金のみとなりますから、その生活に圧迫を与えないように負担軽減を図っていくことではないでしょうか。また、京都府の後期高齢者広域連合の当局も、制度が75歳以上で区切られるためにほかの医療保険との連携がやはり途切れることもあるという趣旨の発言もされていました。こういう運営を見直すことも含めまして、反対討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第20号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件は原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は2月27日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時46分